

# 金井沢碑の「現在侍家刀自」再考

戸籍／系譜と一族結合よりみた  
「妻」説への疑問

義江明子

Does the Kanazawa Stela's Inscription Really Mean "the Wife of the Household?" : Challenging the "Wife"  
Theory through Analysis of Residence Unit Register Formats, Genealogy Styles, and Rural Elite Familial Bonds

YOSHIE Akiko

はじめに

- ① 金井沢碑と戸籍／系譜
- ② 碑文構成における「現在侍家刀自」の位置
- ③ 地域における「ミヤケ」一族  
おわりに

## 【論文要旨】

上野三碑の一つである金井沢碑文には、戸籍書式、古い系譜様式、新たに流入した仏教的祖先観、供養願文書式等の複合的影響がみられる。金井沢碑および山上碑の建立地は多胡郡（旧片岡郡）山部郷であり、そこが広義（異姓の双系血縁者を含む）の「ミヤケ」一族の本拠地だった。「現在侍家刀自他田君目頼刀自」は、「三父子□」（願主）の「妻」ではなく、「仏説孟蘭盆経」にいう「現在父母」の一人として、「三父子□」の現存する「母」の可能性も含む母世代の近親老女であり、「ミヤケ」一族長老女性だった、と推定される。「加那刀自」は「目頼刀自」の児ではなく、「三父子□」の「児」であり、「物部午足」キョウタイも「三父子□」の「孫」（加那刀自またはその姉妹の子）である。

七世紀末までの豪族層は、伝承的始祖と子孫を直結する氏族の系譜意識と、双系の父母につらなる身近な血縁意識の並存の中で生きていた。仏教用語「七世父母現在父母」はそこに新たな祖先観をもたらしたが、それはまず、旧来の系譜語りと重ね合わせる形で受容された。七世紀後半公定な「三家」姓（父系）の枠組みと、現実の双系的一族結合（異姓者を含む）とのズレに、国家的諸制度と仏教的祖先観の浸透が重なり、地域社会における祖先観は変容していった。七世紀後半から八世紀前半のこうした実相を考える上で、金井沢碑と山上碑は好個の資料である。

【キーワード】金井沢碑、山上碑、御野国戸籍、祖先観、刀自（長老女性）

## はじめに―考察の前提

近年ユネスコ『世界の記憶』に登録された上野三碑の一つ金井沢碑<sup>(1)</sup>には、神龜三年(七二六)の年紀をもつ銘文が刻まれている。内容は、「三家」一族の「知識」による「七世父母現在父母」のための供養願文である。古代東国の豪族層の一族結合、仏教的祖先観のありようをうかがう上での、貴重な資料とされる。碑文の文字の判読、読解、人名相互の系譜関係をめぐって、多くの先行諸説がある。三碑の他の二つ、山上碑・多胡碑との関連の有無も議論されてきた。

多くの論点がある中で本稿では、とりわけ解釈のわかれてきた「現在侍家刀自」の意味と系譜上での位置づけをめぐり、再考を試みたい。三〇年以上前に「刀自」について考察した際に「現在侍家刀自」の系譜復元を行ったことがあり(義江明子二〇〇七b、五五頁)、その後の文字判読および銘文書式をめぐる新たな研究動向に接して、再検討の必要を感じるに至ったからである。本稿で提示する新たな復元案によれば、「現在侍家刀自」の位置づけは、東国豪族層の一族結合のありようを考える上で重要な意味をもつ。また、氏族の旧来の系譜観念が仏教的に変容していく過程についても、問題提起を試みたい。

考察の前提として、拙論を含む関連先行研究の成果から、以下の三点を確認しておく。

### (1) 尊称としての「刀自」

「刀自」は、そもそもは豪族層女性に対する社会的尊称である(義江二〇〇七b)。戊辰年(天智七、六六八)の「船氏王後墓誌」には、「王後首」と兄「刀羅古首」、王後の「婦」である「安理故能刀自」がみえる。船氏のカバネは史なので、この「首」(ヲビト)は公的な意味でのカバ

ネではなく、豪族層男性の尊称である。「丹生祝本系帳」(八世紀末に原型成立<sup>(3)</sup>)にも、「小牟久首・丹生麻呂首」等と「阿牟田刀自」の名がみえる。同氏のカバネは祝(のちに真人)なので、この場合も「首」は男性の尊称、「刀自」は女性の尊称である。また、「因幡国伊福部臣古志」には、七世紀半ば頃の記載として、「大乙上都牟自臣」の妻、「小乙中与曾布」「進広式与佐理」の母として、「小宮刀自」の名がみえる<sup>(4)</sup>。すなわち、公的カバネの秩序とは別に地域社会で通用する男女豪族の尊称があり、系譜的記載ではしばしば尊称が記されたのである。本稿一章以下の考察との関わりでいうと、奴婢以外の全てに氏姓を付す全国的戸籍制度の実施後にも、系譜的記載においては、それとは別個に尊称記載のなされたことに注目しておきたい。

### (2) 戸籍記載と婚姻・居住関係の不一致

奈良時代戸籍の「戸」は、必ずしもそこに記載された夫婦・親子・親族の同居生活実態を示すものではなく、国家の要請にもとづきさまざまな編成操作の結果である。そのことは、長年にわたる戸実態説と擬制説の論争を経て、(擬制)の範囲をどこまでと見るかは議論がわかれるもの<sup>(5)</sup>。現在では学界の共通認識といって良いであろう。戸籍の「妻・妾」「嫡子・妾子」記載にたちいって擬制のありようを考察した研究によると、妻妾・嫡庶の社会的区別は実際にははなはだ曖昧であったことが判明する。現実には同居/別居の複数の妻がいる婚姻慣行のもとで、戸籍上では一人のみを「妻」、他を「妾」(ないし無記載)としたことの結果が、さまざまに戸籍記載上の矛盾として露呈しているのである(関口裕子一九九三、二二五～二二〇・二三四頁)。

また大宝二年(七〇二)御野国戸籍では、父ではなく母と同籍している子の中に、本来ならば父姓で記載されるべきなのに無姓のままの幼児の存在が、数例しられる<sup>(6)</sup>。これらは別居Ⅱ通い婚の珍しくなかつ

た当時の社会にあって、造籍時に父姓記載を保留したためであり、その後の造籍で母姓を付す場合も多かったかと推定されている〔南部昇一九九二、二三～二九頁〕。戸籍上の「戸」は、国家の要請する父系理念にそって、男性戸主のもとに男女戸口が属し、父姓継承で氏姓を記載するのが原則だが、別居婚／妻方同居および母方生育の現実とは、かなりの齟齬があったとみなければならぬ〔義江明子二〇〇七a、三二～三八頁〕。

一章で述べるように、金井沢碑の碑文には御野国戸籍の書式の影響のみられることが、先行研究により指摘されている。碑文の考察にあたりては、戸籍記載と現実の生活形態とのズレということも、十分に念頭においておかなければならない。

### (3) 尊称「刀自」と女性名「刀自メ」

山上碑の「黒壳刀自」は、「黒壳」が実名で「刀自」は豪族層女性としての尊称である。前述した「安理故能刀自」(船氏王後首墓誌)「阿牟田刀自」(丹生祝本系帳)も、「安理故」(阿牟田)が実名で、「刀自」は尊称である。<sup>(7)</sup>一方、戸籍の人名表記においては、女性名はほぼすべてが「\*\*メ」であり、「メ」の字は「賣」字に統一されている。ただしこの点は、戸籍以外の関連史料ではさほど厳密ではない。庚寅年籍(六九〇)後の作成と推定される「嶋評戸口変動記録木簡」では「\*\*女」であり、大宝二年(七〇二)と和銅元年(七〇八)の異同を記した「陸奥国戸口損益帳」では「黒・弥都・刀自・古奈・久波自」など「\*\*」の部分だけで、接尾辞「メ」はない。<sup>(8)</sup>戸籍における厳密な統一表記は、戸籍が身分・氏姓のみならず人名の台帳としての機能を持つことを意味する。

戸籍以外の史料でみれば、実際には女性名の接尾辞には\*\*娘／郎女(イラツメ)、\*\*子／古(コ)、\*\*比賣(ヒメ)、\*\*刀自など多様なタイプがあり、\*\*メはその一つである。接尾辞をもたない\*\*も多い。

戸籍における「\*\*賣」表記の画一的統一性は、「賣」字が戸籍記載上で付加された記号にすぎないことを強く示唆する。<sup>(9)</sup>

女性名史料を網羅的に集成検討した角田文衛氏によれば、人名に組み込まれた刀自名の初見は、蘇我刀自古郎女(馬子の娘、厩戸王の妃)であり、「\*\*刀自メ」は奈良時代前半にみえはじめ、中期以降全盛を迎え、平安中期以降は激減するという〔角田一九八〇―第一部〕。六～七世紀以来の豪族層女性の尊称「刀自」が、通称化して女性名の一部に組み込まれていき、八世紀頃からは次第に下層にも拡大していく様子<sup>(10)</sup>がうかがえる。平安後期にはほぼ姿を消す、古代的女性名である。

神龜三年(七二六)の金井沢碑にみられる四名の「\*\*刀自」は、豪族層女性に対する尊称としての「刀自」と、一般女性名のタイプとしての「\*\*刀自メ」が並存する時期の、系譜的記述にみられる女性名表記である。その点に留意した慎重な考察が必要となる。

なお以下の論述においては、七世紀末以降の、父系で継承される「三家」姓を名乗る公的「三家」一族と区別して、それを含みつつ婚姻／女系でつながる異姓をも包含する現実の結合の広がりをも「ミヤケ」一族と記す。また、兄弟と姉妹の総称を「キョウダイ」とする。

## ① 金井沢碑と戸籍／系譜

### (1) 金井沢碑の読解と構成

金井沢碑は、高さ約一一〇cm、幅約七〇cm、厚さ約六五cmの自然石で、その片面に九行一二文字が刻まれている。一行の字数の不揃いは、自然石の碑面形状の制約によるものである。現在の通説的読みと思われる勝浦令子説にそって、碑文判読の結果と釈文を示す〔勝浦二〇〇〇、三七九～三八四頁〕。勝浦氏の論述にしたがって、異体字は常

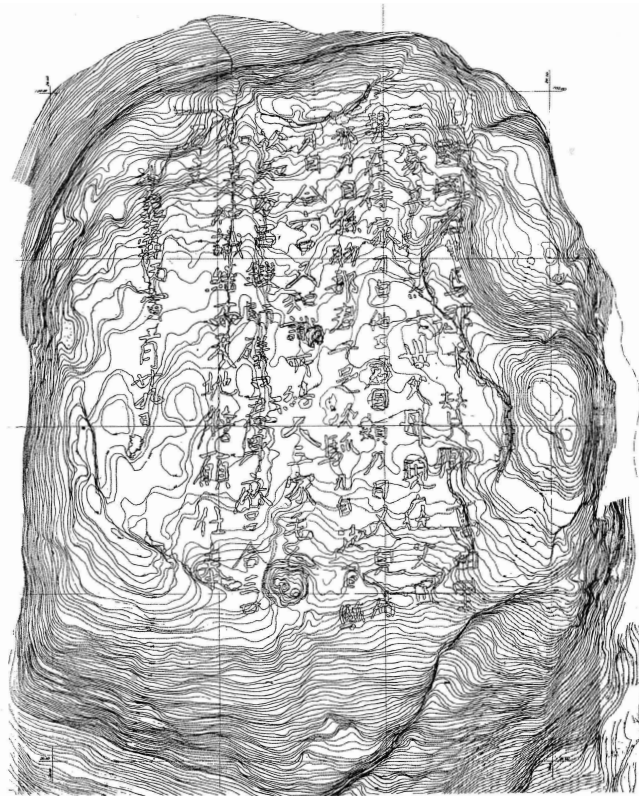


図1 金井沢碑写真実測図(正面)  
(多胡碑記念館編『金井沢碑の遺産』2020年、16頁より)

用漢字に直し、□の右横に(\*\*\*カ)とある箇所は、(子□以外は)□  
をとり\*\*\*によって記した(波線部分)。

【碑文】

上野国羣馬郡下賛郷高田里  
三家子□為七世父母現在父母  
現在侍家刀自他田君目頼刀自又児加  
那刀自孫物部君午足次駄刀自次若駄  
刀自合六口又知識所結人三家毛人  
次知万呂鍛師礪マ君身麻呂合三口  
如是知識結而天地誓願仕奉  
石文  
神龜三年丙寅二月廿九日

【釈文】

上野国羣馬郡下賛郷高田里の三家子□、七世父母現在父母の為に、  
現在侍る家刀自の他田君目頼刀自、又児の加那刀自、孫の物部君午  
足、次に駄刀自、次に若駄刀自、合六口、又知識を結びし所の人、  
三家毛人、次に知万呂、鍛師の礪マ(部)君身麻呂、合三口、是の  
如く知識を結びて、天地に誓願して奉る石文。

神龜三年丙寅二月廿九日

勝浦説については二章で詳しく検討するが、一応、この読解にそつて  
論をすすめていく。従来の説と勝浦説の主要な違いは、①碑文二行目冒  
頭の「三家子□」を、従来は「三家子孫(しそん)」と判読して願主グル  
プの総称とみてきたのに対して、綿密な考証によって願主をさす男性個  
人名である蓋然性が高いとしたこと、②それと連動して、従来は五行目  
の「六口」という願主グループ総計にあわせて、三行目冒頭の「現在侍  
家刀自」を独立した一人に数えていたのに対して、「現在侍家刀自他田  
君目頼刀自」で一人とみ、「三家子□」(男性名)を含む「六口」とした  
こと、の二点である。この二点については、私見でも異論はない。これ  
によって、「誓願」グループ全体の構成を示すと、次のようになる。

- A 願主グループ……「六口」
  - 三家子□(願主)
  - 現在侍家刀自他田君目頼刀自
  - 又児・加那刀自
  - 孫・物部君午足
  - 次・駄刀自
  - 次・乙(若)駄刀自
- B 知識グループ(「知識所結人」)……「三口」
  - 三家毛人

次・知麻呂

鍛師・礪マ君身麻呂

A + B (「知識結而天地誓願仕奉」) ……九名

A願主グループとB知識グループをあわせた全体を、本稿では以下便宜的に「誓願」グループと称することにする。「知識所結人」とあるBは狭義の知識グループであり、「如是知識結而」とあるA + Bは広義の知識グループなので、行論上、両者を明確に区別するためである。

勝浦氏は、「現在侍家刀自他田君目頼刀自」を「三家子□」の妻とする系譜関係を復元して、「三家子□」は願主グループ筆頭であり、「誓願」グループ全体の筆頭でもある、とする(勝浦二〇〇〇、三五五頁)。実はこの前者にもっとも重要な問題点がひそんでおり、私見では目頼刀自を「三家子□」の「妻」とはみない。そしてその点を明確にすることで、「三家子□」を願主グループ筆頭かつ「誓願」グループ筆頭とする碑文の文章構成と、現実の一族結合とのズレが検出できると考えている。以下、碑文の書式・文章構成を手がかりに、具体的に考察をすすめていきたい。

## (2) 戸籍書式と系譜様式―出生順序列語「次」をめぐる―

一九九〇年代以降、同碑文と戸籍(特に御野国戸籍)との書式上の共通性に着目する研究が示され、碑文解釈に新たな局面が開かれた。上野三碑の解説の中で金井沢碑にふれた東野治之氏は、駄刀刀自・乙駄刀刀自・知麻呂に付された「次」字、および人数を示す「口」字に注目し、「次」は兄弟姉妹の序列を表すもので、『上宮記』『海部氏系図』『和氣氏系図』などの古い系図や御野国戸籍にみえ、人員単位の「口」は戸籍・計帳に用いられることから、「これらの部分には籍帳など公文書の用語、体例が影響している可能性も考えられよう」とした(東野二〇〇四、二四五

頁)。重要な指摘であり、戸籍記載書式との関わりで碑文を読み解く視点は、本稿でも重視していきたい。

ただし、東野氏は、「次」字は戸籍だけでなく古い系図にもみられるとしたが、古系図の中の新旧に注意する必要がある。また、キョウダイの序列を表すに際しても、親からみた子供の出生順と、年長のキョウダイからみた弟妹とでは、続柄表記としての原理が異なる。本稿では前者を出生順序列語/記載、後者をキョウダイ順序列語/記載として区別する。

東野氏は、「次」字のみられる古系譜として『上宮記』をあげたが、『日本紀』(巻第十三)に引用された継体天皇に関わる「上宮記逸文所引一云」系譜には、「次」字はない<sup>(13)</sup>。「次」字は『聖徳太子平氏伝雜勘文』(下三)に「上宮記下巻注云」として引かれた太子関係系図に一例みられるが、こちらは男女を「王」と「女王」に書き分けており、男女書き分けをしない「上宮記逸文所引一云」より、明らかに新しい<sup>(14)</sup>。「次」字を出生順序列語として普遍的に用いるのは、後述するように『古事記』の天皇系譜だが、ここでは「王」「女王」の男女書き分けはない。『平氏伝雜勘文』所引「上宮記」と記載内容において親近性の高い『上宮聖徳法王帝説』の系譜記分(いわゆる第一部)は、「次」字を普遍的に用い、かつ、一部に「王」「女王」の書き分けがみられる。

つまり、「次」字の有無および「王」「女王」の書き分けに注目する限りでは、系譜様式変遷のおおまかな流れは、「上宮記逸文所引一云」系譜(の一部素材資料)と『古事記』天皇系譜(の所生子記載部分)と『上宮聖徳法王帝説』第一部系譜と『平氏伝雜勘文』所引「上宮記」となる。これらの中でもっとも古様を示すと思われる「上宮記逸文所引一云」系譜の冒頭部のキョウダイ記載箇所<sup>(15)</sup>のキョウダイ順序列語は、(兄からみた)「妹」・(姉からみた)「弟」で、男称・女称の区別が明確である。「娶生兒」の定型語で父母の婚姻+所生子を記す箇所<sup>(16)</sup>に、出生順序列語

の「次」ではなく、キョウダイ順序列語「妹」「弟」が使われているのである。長い人名の一部を「若野毛二侯王」を「二侯王」というように略して、「上宮記逸文所引一云」系譜のキョウダイ記載箇所を例示すると、次のようになる。

（二侯王が麻和加中比賣と娶いて生む）

児・太郎子（オホホド王、継体の父）

妹・大中比弥王

弟・田宮中比弥

弟・己等布斯郎女

（の四人也）

\*太字と圏点は強調の意味で筆者が付した。以下同じ。

では「次」語はいつ表れるのかという点と、『古事記』の天皇系譜に、所生子の出生順を示す統一用語として採用されている。各段冒頭記載の天皇名は、「子」ないしキョウダイ順序列語である「弟／妹」を人名の前に冠して、前天皇からの続柄を示し、各段内部では天皇の婚姻関係と所生子出生順を「娶生子」＋「次」によって、キサキ毎の同母子単位で記載する。相次いで即位した欽明の四人の男女子についてみると、四人の各段冒頭天皇名記載は次の通りである。

（天国押波流岐広庭＝欽明の）

御子・淳中倉太玉敷命（敏達）

弟・橘豊日命（用明）

弟・長谷部若雀天皇（崇峻）

妹・豊御食炊屋比賣命（推古）

一方、各段内部の天皇系譜を、敏達とキサキの一人との婚姻＋所生子

記載から示すと、次のようになる（『古事記』では「王」「女王」の書き分けをしないため男女別不明だが、二重傍線で示した桑田王は、『書紀』に「桑田皇女」とあり、女であることがしられる）。

（淳中倉太玉敷命〔敏達〕が春日老女子郎女と娶いて生む）

御子・難波王

次・桑田王

次・春日王

次・大侯王

このように『古事記』では、キョウダイ順序列語は、各段冒頭の天皇名において直前の天皇との続柄を示す場合に使われ、各段内部の天皇系譜では、親からみた出生順序列を「次」で示すという使い分けがなされている。この点で、「次」字がなく、「娶生子」につづく出生順記載にもキョウダイ順序列語を用いる「上宮記逸文所引一云」系譜よりは、『古事記』の方が系譜様式としては新しい。

御野国戸籍は、起点人物とのキョウダイ関係表記には、「戸主弟高嶋」「足嶋賣弟阿屋賣」という形で男称・女称の区別のあるキョウダイ順序列語を用い、横並びの連続キョウダイ記載には、「戸主弟久留麻呂次大熊次次。広国次。友乎」「戸主母国造族乎麻奈賣次。阿尼都賣次。牟依賣次。真依賣」という形で、出生順序列語「次」を用いる（以上、味蜂間郡春部里の上政戸国造族石足戸と中政戸国造族豊嶋戸、『大日古』編年一―二頁。以下、戸籍引用では『大日古』編年一の頁のみを記す）。これは基本的に、『古事記』の系譜様式と共通するといえよう。ただし、男女を区分した上での配列である点が、『古事記』系譜と大きく異なる。七世紀末以前成立とみられる「上宮記逸文所引一云」系譜・『古事記』天皇系譜はともに、「娶生子」語で父母双方を記す双系的系譜である。<sup>(18)</sup>他

方、九世紀半ば成立の原本が残る『和氣氏系図』は、系線を用いて父子関係を「父——子」でつなぐ父系系譜だが、「次」語を横並びの兄弟人名の上にはほほ例外なく残す<sup>(19)</sup>。古代の系譜様式のおおまかな変遷としては、同母子単位でキョウダイを（男女区別せず）出生順で記す方式がもつとも古く、（女子は記載せず）男子のみを父からみた出生順で（同母異母を区別せず）記す方式が、もつとも新しい。『古事記』天皇系譜は前者、『和氣氏系図』は後者で、『日本書紀』は両者の中間にあり、転換初期の様相を示す。

「次」は、親からみて「その次に生まれた子」という意味である<sup>(20)</sup>。御野国戸籍の「次」語については、現在のところ、中国の戸籍にその源流をたどることはできない。五世紀初の西涼戸籍断簡では、キョウダイ順序列語「男弟」「女妹」を冠して年齢順に記され、時代をはるかに遡る雲夢睡虎地秦簡の引用戸籍には、親からみた「子」が年齢区分順に記載されている<sup>(21)</sup>。どちらも男女混合の年齢順（出生順）記載であり、その点では『古事記』系譜と共通する。「娶生児」の定型語による双系的系譜の作成は六世紀半ば以降と思われる（義江二〇〇〇c、一九二—一九四頁）、継体以降の世襲王権形成、氏組織の進展／拡大と連動する。その際、「上宮記逸文所引二云」系譜・『古事記』系譜に明白なように、男女を区別しない出生順記載が本来の方式だった。中国の五世紀以前の戸籍がその点で共通することは、極めて興味深い。

次節で述べるように、庚寅年籍を受けて作成された「嶋評戸口變動記録」にも「次」語はみられるので、「次」は、七世紀後半に系譜様式の変化と連動しつつ生まれた戸籍用語といえるのではないか。しかし御野国戸籍は、起点となる人物とのキョウダイ関係には「弟」「妹」のキョウダイ順序列語、親からみた所生子の順序には出生順序列語「次」語を用いる点で『古事記』系譜様式との共通性を示しつつ、他方で、男女を明確に区分して配列するという、異なる原理を併せ持つ。

金井沢碑文は、「又児加那刀自」にみられるように女子に対して「児」字を用い、「孫物部君午足次。瓢刀自次。乙（若 瓢刀自）」に明らかのように、キョウダイの続柄を親からみた出生順序列語「次」で示す一方で、男女を区分せずつけて記載する。御野国戸籍書式の影響とともに、その根底において古い系譜様式との強い親近性を持つことに、留意しておきたい。

東野氏はまた、他田君目頼刀自と加那刀自の血縁関係の理解にかかわって、「又児」の「又」字に注目する。碑文後段の「又知識所結人……」の「又」字がそれ以前の「六口」と区別する意味を持つことは既に指摘があり（関口二〇〇四、七六五—七六六頁）、とすれば、「加那刀自は、むしろ他田君目頼刀自には直接つながらない可能性もある」からである（東野二〇〇四、二四四頁）。この点も重要な指摘であり、二章で具体的に検討する。

### （3）東山道型戸籍と庚寅年籍—地域の系譜語りへ—

平川南氏は、御野国戸籍の書式『御野型』を東山道諸国に共通する「東山道型」とみるべきことを提唱し、行論の中で金井沢碑の碑文を上野国の事例として位置づけた。養老五年（七二一）以前とみられる陸奥国の籍帳類<sup>(22)</sup>および金井沢碑碑文に「御野型」の特色がみられるのに対し、陸奥国籍帳類でも同年以降のものは北海道・下総型と共通することから、陸奥国・御野国・上野国で養老五年籍式までに作成された戸籍の書式を「東山道型」としたのである。

「東山道型」の大きな特色は男女別配列で、それは兵士徴発を造籍目的の主眼とすることと密接に関わり、起点は軍団制の整備された庚寅年籍（六九〇）にもとめられる（平川二〇一四a）。さらに、二〇一二年太宰府市国分松本遺跡出土の「嶋評戸口變動記録木簡」<sup>(24)</sup>により、庚寅年以降の変動を記す同木簡に御野・東山道型と下総・西海道型の両要素がみ

られることから、庚寅年籍では全国一斉に東山道型↓大宝二年籍では西海道は新しい西海道型を採用し、東山道はひきつづき軍事密着の東山道型↓養老五年籍以降は全国的に下総・西海道型に移行<sup>25)</sup>との、道別の戸籍書式変遷見通しを示した〔平川二〇一四b〕。

平川説によれば、御野型⇨東山道型は、東国の広い地域で約三〇年間にわたり通用した戸籍書式であったことになり、碑文書式への影響の大きさもかなりの蓋然性をもって想定できよう。碑文は神龜三年(七二六)年の作成で、冒頭の「上野国羣馬郡下賛郷高田里」の表記が示すように、郷里制下のものである。平川氏のいう、全国的に下総・西海道型に移行した養老五年籍から、すでに五年を経過している。すなわち御野型⇨東山道型は、東山道の一国たる上野国においても、碑文作成時点での現行書式ではない。しかし平川氏は、「代々の系譜を物語る記載は、おそらく、この時点をかなりさかのぼった戸籍の記載を反映しているもの」とみて、御野型戸籍の上野国における存在をしめす傍証とした〔平川二〇一四a、二四頁〕。だが、碑文にうかがえる戸籍書式の影響は、「戸籍の記載を反映」といつてよいものだろうか。

下総・西海道型と異なる御野・東山道型戸籍の主な特色として従来指摘されているのは、男女別の戸口配列、男女子に対する「子」「児」字の使い分け、「次」による継起的統柄記述、戸主の男系親族には(父姓継承原則により戸主と同姓であることが自明なので) 姓氏の記載を省略すること、である。一方で、碑文と御野国戸籍の書式上の共通性としては、すでに東野氏の指摘がある統柄の「次」、人員単位の「口」に加えて、平川氏は、碑文後段「鍛師礮部君身麻呂」の「鍛師」も、同戸籍の「鍛<sup>26)</sup>」注記を想起させるとした。これより早く高取正男氏も、「児」字が戸籍と共通することに着目し、「児⇨娘」とみている〔高取一九八二、九三頁〕。このうち「口」は、御野型戸籍に限らず、籍帳類に共通する人員を数える単位である。また碑文の構成からいうと、系譜的記述ではなくA・

B各グループの人数総計部に使われている。系譜的記述に関わって御野型⇨東山道型戸籍書式との共通性として考えるべきは、女子に対する「児」字の使用、およびキョウタイ記載箇所にみられる「次」字、ということになる。

しかし前節で明らかにした通り、親からみた所生子の出生順序列語としての「次」は、そもそも系譜様式との親近性を根底にもつ。「児」も、「上宮記逸文所引一云」系譜の「二侯王……娶生児。太郎子」、「山上碑」の「黒賣刀自……娶生児。長利僧」、「上宮聖徳法王帝説」系譜の「聖王庶兄多米王……娶聖王母穴太郎間人王生児。佐富女王」に明らかのように、古系譜では、男女区別せず「コ」を意味する統柄語である。碑文には男子をさす「子」の用例は存在しない(物部君午足は「孫」)のであるから、「又児。加那刀自」の表記例をもってただちに、御野国戸籍の書式と同様の男女を書き分けた「児」(女子)の用例とみなすことはできない。

以上、金井沢碑文の系譜的記述は、庚寅年籍以降の戸籍書式および同時代の系譜様式の影響を受けて、当地域における豪族層の系譜語り<sup>27)</sup>の様式として定着したもの、とみておく。

御野・東山道型戸籍書式の第一の特色は男女別の配列にあり、それは軍事優先という造籍目的と密接不可分<sup>28)</sup>だった。ところが碑文の人名記載は、男女別にはなっていない。さらに「はじめに」で考察の前提の一つとして述べたように、御野国戸籍も含めて現存戸籍の女性名は、ほぼ全て接尾辞メを付した「\* \*賣」に統一されているが、碑文の女性名には「メ」がない。たんに「(古い時代の) 戸籍の記載の反映」とはいえないのである。

次節でみるように勝浦令子氏は、写経奥書等の願文書式との共通性を明らかにした。これら先行所説の成果をふまえ、本稿では以下、戸籍書式・系譜様式・願文書式の三者の複合として碑文を位置づけ、そこに記載された人名相互の関係を読み解いていきたい。



## ② 碑文構成における「現在侍家刀自」の位置

### (1) 願主主体としての「三家子□□」と本貫地表記

一章1節でも述べたように勝浦氏は、碑文二行目冒頭の「三家子□□」を「みやけ・しそん」と読んでA願主グループの総称とみてきた先行諸説を批判し、「子□□」という個人名とする新たな読みを示した。江戸期以来の碑文判読史料を検討すると「子園」という読みには確たる根拠のないこと、「子」を冠する古代の男性人名はめずらしくないこと、写経題跋や造像記などの請願文では「願主主体」―「供養対象」(七世父母／現在父母／六親眷属など)という構成であること等から、「三家子□□」は願主主体を示す個人名と結論づけたのである(勝浦二〇〇〇、三八〇～三八八頁)。現時点では、勝浦説の判読がもつとも蓋然性が高いと思われる(27)われ、本稿でもこの読みに従って論をすすめていきたい。

碑文冒頭の「上野国羣馬郡下賛郷高田里」は、願主「三家子□□」の属する国郡里、すなわち本貫地表記である。勝浦氏はこれに類似する写経題跋／造像記例として、①「歳次丙戌年五月、川内国志貴評内知識、為七世父母及一切衆生……教化僧宝林」(金剛場陀羅尼経、寧楽一六一〇頁、注釈一五頁)<sup>(28)</sup>・②「勝宝四年辰左京八条一坊民伊美吉若麻呂、財首三氣女、右二人、為父母願」(観頂梵天神策経、寧楽一六二二頁)・③「壬辰年五月、出雲国若倭部臣徳太理、為父母作奉菩薩」(金銅観音菩薩造像記、寧楽一九六五頁)をあげ、金井沢碑は年紀が末尾にくる点異なるものの、本貫地―願主人名―供養対象を示す点で共通するとした(勝浦二〇〇〇、三八六頁)。

この中で、碑文の本貫地記載ともつとも類似するのは②の「左京八条一坊」だが、願文類で本貫地を正確に記すことは、実はそれほど普通で

はない。①の「川内国志貴評」は同評「内」の多数「知識」による写経であることを示す意味での所属表記であり、④「書写石津連大足／和泉監大鳥郡日下部郷。天平二年歳次庚午九月書写奉……大檀越優婆塞練信／從七位下大領勲十二等日下部首名麻呂総知識七百九人……」(瑜伽師地論、寧楽一六一二頁、注釈一四六四頁)<sup>(29)</sup>も、それに類する。他方で、本貫地記載がなく願主の官職／位を記すことも、⑤「彈正台少跡從八位上勲十二等片県連僧麻呂」(法華経玄賛卷三、寧楽一六一二頁、注釈一八二頁)・⑥「長門国司日置山守・家刀自三首那、為父母敬写奉如件」(報恩経卷七、寧楽一六二二頁)のように、めずらしくはない。本貫地を京条坊／国(監)郡郷で正確に記すのは、②④の他には「右京七条二坊」(左京八条二坊)の二例のみである<sup>(31)</sup>。

金井沢碑の記す年紀「神龜三年」(七二六)は郷里制施行期間<sup>(32)</sup>であり、「上野国羣馬郡下賛郷高田里」の本貫地表記はまさにそれにならなっている。現在同碑の所在する高崎市山名町金井沢は、古代の多胡郡(旧片岡郡山部郷)に属し、碑は元来から所在地の近くにあったとみられる<sup>(33)</sup>。多胡郡は、上野国の「甘良郡織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡武美、片岡郡山等」の六郷を割いて、和銅四年(七一)に建郡された<sup>(34)</sup>。片岡郡の「山」郷は本来「山部」郷で、桓武天皇の諱「山部」を避けた結果の表記である(松田猛一九九九、三頁)。「佐野三家定賜健守命」の子孫により建立された「山上碑」の所在地も、同じく山部郷に属する。山部郷は「佐野三家」一族の勢力範囲であり、先行研究がほぼ一致して認めるように、金井沢碑の「誓願」グループ(A願主グループ+B(狭義の)知識グループ)も、同じ一族であろう。

ところが他方で、多胡郡建郡後に建立された金井沢碑文冒頭の願主本貫地は、「羣馬郡下賛郷」である。これについては、「下賛」を「シモサヌ」と訓んで、「佐野三家」一族の勢力範囲は群馬郡にも及んでいたとみる説が、尾崎喜左雄氏以来、有力である(尾崎一九八〇、八八～九一

頁<sup>35</sup>。それを必ずしも否定するものではないが、碑の建立場所は神龜三年当時においては、多胡郡（旧片岡郡）山部郷であり、「羣馬郡下賛郷」とは離れている。郡域を超えて広がる「ミヤケ」一族の中の（群馬郡）「下賛郷を本拠とする」一族が建立に関わった、という限定的見方が必要だろう（松田猛二〇〇九、一二二頁）。

「佐野三家定賜健守命」を始祖とする系譜を掲げる「山上碑<sup>36</sup>」の建立地も山部郷であることからすれば、両碑の建つ多胡郡（旧片岡郡）山部郷こそが、「ミヤケ」一族発祥の本拠地とみるべきだろう。そこに、群馬郡下賛郷を本貫地とする「三家子<sup>37</sup>」が願主となつて、金井沢碑は建立された。だからこそ、（願文類の記載に一般的とはいえない）正確な本貫地「上野国羣馬郡下賛郷高田里」を、碑文冒頭に刻んで明示する必要があつたのではないか。

戸籍に准拠して正確な本貫地記載をしたとすれば、その戸籍は郷里制下の直近の戸籍である養老五年籍ということになる。ところが、先行諸研究が指摘し、本稿でも確認してきたように、三行目以降の人名記載部分には、より古い大宝二年の御野国戸籍の影響が認められる。平川南氏の所説にしたがうならば、養老五年籍では（東山道も含めて）全国的にいわゆる西海道・下総型への書式統一がされた。碑文は、冒頭の願主本貫地に関わる記載は最新の養老五年籍に準拠し、以降の人名列記部分には庚寅年籍以来の（同地域に浸透／定着していた）古い書式の影響を残す、ということになる。本願地記載＋「三家子<sup>38</sup>」（願主名）の部分は、この点からいってもやや異質なのである。

「三家子<sup>39</sup>」は願主の個人名だが、それは（戸籍に記載された、「三家」姓を名乗る男性戸主という意味での）公的な願主主体にとどまるものとして、碑文の全体構成の中の位置づけ／役割においては限定的にとらえるべきなのではないだろうか。

## （2）「七世父母現在父母」と「現在侍家刀自」

供養対象として記される「七世父母現在父母」は、狩谷掖斎以来の指摘があるように、<sup>37</sup>『孟蘭盆経』にみえ、中国六朝の造像銘にも多くの例があり、古代の金石文に広くみられる慣用句である。倭では、『日本書紀』推古十四年（六〇六）四月壬辰是日条に「自是年初每寺、四月八日七月十五日設齋」とあり、これが孟蘭盆会の始まりとされる。そこでは七月十五日という日付と「設齋」しか確認できないが、『同』齊明五年（六五九）七月庚寅（一五日）条には「詔群臣、於京内諸寺、勸講孟蘭盆経、使報七世父母」とあつて、京内諸寺における孟蘭盆経の講説、「七世父母」への供養を明記する。

「七世父母」は漠然とした祖先の集合をさす句だが、「現在父母」については、実際に現存する父母とみる説（東野）と、一連の慣用句であつて必ずしも現存を前提としないとする説（勝浦）に分かれる。東野氏は、「甲寅年」（推古二年、五九四）の光背銘<sup>38</sup>に「奉為現在父母……願父母乘此功德現身安穩」とあることから、「現在父母」をまつたくの慣用句とみなすことはできず、現存する父母と解すべきとする。その上で、「現在侍家刀自」と「他田君目類刀自」は「現在父母の子である可能性が高い」としている（東野説では、家刀自と目類刀自は別人とみる）。現時点では、「三家子<sup>39</sup>」は個人名で、「六口」という総計人数からいって「現在侍家刀自他田君目類刀自」で一名とみる勝浦氏の解釈が、もっとも蓋然性が高い。したがつて考察の焦点は、「現在父母」を、その前に記される願主「三家子<sup>39</sup>」の現存する父母とみる余地があるか否か、という点に絞られよう。

推古朝から否かは議論の余地がある<sup>39</sup>が、少なくとも齊明五年以降は、京内諸寺、さらには全国に建立された諸寺（その多くは豪族の氏寺）での講説／齋会を通じて、孟蘭盆経の教説が、七世紀後半〜八世紀初

地域社会に徐々に浸透していったと推定できる。そこで次に、孟蘭盆經における「七世父母現在父母」の意味するところを確認したい。

仏説孟蘭盆經<sup>(40)</sup>には次のように八箇所にわたって、「七世父母現在父母」に関わる表現がみられる。1 Ⅱ「当為七世父母及現在父母厄難中者」、2 Ⅱ「現在父母七世父母六親眷属、得出三途之苦」、3 Ⅱ「若復有人父母現在者福樂百年、若已亡七世父母生天」、4 Ⅱ「救度現在父母乃至七世父母」、5 Ⅱ「為所生現在父母過去七世父母」、6 Ⅱ「現在父母壽命百年……乃至七世父母離餓鬼苦」、7 Ⅱ「常憶父母供養乃至七世父母」、8 Ⅱ「慈憶所生父母乃至七世父母……以報父母長養慈愛之恩」である。多くは慣用句であり、漠然とした祖先のうちに「現在父母」も含むので、死亡とも生存ともいえない。死亡した特定の者をさす語としては、「亡母」(目連の母)<sup>(41)</sup>の語が使われる。

しかし、3は「父母が現在すれば、福樂百年」と「已亡ならば七世父母生天」が対置されており、この「現在父母」は明らかに現在生きている父母をさす。6の「現在父母は、壽命百年」と「七世父母は、離餓鬼苦」の対比も同意である。つまり「現在父母」とは、生きていて、長寿を願われる存在なのである。そして、5にいうように、「現在父母」とは「過去七世父母」とは区別される「所生現在父母」(直接に自分を生んでくれた父母)であり、8にいうように「長養慈愛之恩」を自分にそそいでくれた者である。孟蘭盆經の教説をベースに考えると、碑文の「現在父母」にも、現在生きている父母(の少なくともどちらか)を含む余地は充分にあらう。

碑文の構成からみると、「七世父母現在父母」につづく「現在侍家刀自」は、「現在」の語の繰り返しによって、同じ対象をさしていると思われるべきである。「現在父母」の慣用句によって、現在生きている/自身の父母を供養対象に含意し、その中でも「現在侍」母である「家刀自」を、「三家子□」からみた) 供養対象であるとともに供養参加グ

ループの筆頭でもあることを指し示す句、それが「現在侍家刀自他田君目類刀自」に他ならない。

従来、「現在侍」は、「現在(生きて)いらっしゃる」あるいは「家刀自でいらっしゃる」といった意味に漠然と解されてきた。<sup>(43)</sup>しかし、碑文の構成としては、もう少し厳密に考えてみる必要がある。動詞の「侍」は、「世話をしたり、指示を受けて動いたりするためにつき従う」ことである(小学館『日本国語大辞典』)。戸令11給侍条には、「年八十及篤疾、給侍一人」とあり、八十〜八十九歳の老人と重篤の障害者には、子孫/近親の「丁」(課役負担年齢の男性)の中から、世話係として「侍」が一人給される規定である(九十歳には二人、百歳には五人)。『令集解』同条「古記」により、大宝令でもほぼ同規定であったことが確認できる。

碑文の構成としては、冒頭に本貫地記載を伴って明記された「三家子□」(願主)が、「七世父母現在父母」(供養対象)のために、「現在侍……」と続くのであるから、「侍」の主語は「三家子□」とみるべきである。次節で述べるように、「又兄」「孫」も「三家子□」の兄・孫を指し示しており、「三家子□」は主格として、構文上、最後まで一貫している。「家刀自他田君目類刀自」は、「三家子□」が「侍」として仕える(近親の)老女だったのである。

ここまでに確認してきたように、碑文は戸籍書式の影響を受けているが、戸籍記載の直接の反映/抜書ではない。戸令は、尊長養老の家族イデオロギー重視の観点から、対象を八十歳以上に限定して、本来なら国家に対する課役負担者である近親男性の課役を免除して、「侍」丁として給する規定である。地域社会における一般的な尊長養老の慣行としては、七十歳〜八十歳(以上)程度を実際の「侍」の対象として想定しておくのが妥当であらう。

このように読み解くことによって、戸籍書式との密接性にもかかわらずなせ、「妻他田君目類刀自」と記載されないのかという疑問に、一つ

の解答を得ることができよう。目頼刀自は「三家子□」からみた「家刀自」ではあるが、「妻」ではなかったのである。それならばなぜ「母」と記されなかったのかについては、第三章1節で地域社会における「刀自」名の意味を考える際に、あらためて述べたい。

写経識語から夫妻による（と推定される）八世紀の祖先供養願文の構成をみると、1節であげた②「勝宝四年辰左京八条一坊民伊美吉若麻呂、財首三気女、右二人、為父母願」、⑥「長門国司日置山守・家刀自三首那、為父母敬写奉如件」（天平勝宝四年（七五二）に、⑦「大宰府史生正六位上八戸石嶋・春日戸刀自亮、奉為慈父母仕奉願」（延暦四年（七八五）、瑜伽師地論卷六〇、『平安遺文』題跋編）を加えた三例が、それにあたる。いずれも、願主夫妻名の次に供養対象が「為父母」／「奉為慈父母」と記されている。ところが金井沢碑文の構成では、願主名「三家子□」の次に供養対象「為七世父母現在父母」がきて、そのあとに「現在侍家刀自」以下がつづく。明らかにこうした夫妻祈願例とは、記載の順序が異なるのである。

これについて「家刀自」を「三家子□」の「妻」とみる勝浦氏は、願主筆頭の「三家子□」は「自分を含めて全員を願主グループとしてまとめて六口と数えた」、「願主グループは「三家子□」と他田君目頼刀自の夫妻とその娘加那刀自による家族、そしてこれに加那刀自が生んだ異姓の所生子の男女が含まれるという、全体として血縁関係で結ばれた家族の構成になる」とする（勝浦二〇〇〇、三九五～四〇二頁）。しかし、「他田君目頼刀自」が「三家子□」の妻だとするならば、同時代において夫婦連名願主による祖先供養願文が複数例ある一方で、金井沢碑ではその名が夫と並んで（供養対象の前に）記されないことには、やはり不審が持たれる。

二人が夫妻なら、なぜ夫妻連名祈願の形をとらなかったのだろうか。それは、「目頼刀自」が「妻」ではない可能性を示唆しよう。また、金

井沢碑における供養対象「七世父母現在父母」が、他の夫妻連名祈願例における「父母」とは異質な範疇を含蓄するものだったのではないか、ということも考える必要がある。これについては第三章3節で取り上げたい。

以上、本節では、「孟蘭盆経」の教説の分析から、供養対象である「現在父母」のうちに生存している「母」が含まれること、および戸令給侍条を参照することにより、碑文構成上、「目頼刀自」を「三家子□」が「侍」する（近親）老女<sup>レ</sup>「母」とする読みの可能性を示し、「妻」説への疑問を提示した。

### ③ 「又児」と「孫」をどうみるか

「又児加那刀自」の「児」は、御野国戸籍では女子に付される続柄語である。<sup>44</sup>「又」については、一章2節で述べたように東野氏が、碑文後段の「又知識所結人……」がそれ以前と区別する意味をもつこととの共通性に着目して、「母子関係ならば、単に「児」でよい」「加那刀自は、むしろ他田君目頼刀自に直接はつながらない可能性もある」との指摘を行っている（東野二〇〇四、二四四頁）。以下、加那刀自が目頼刀自と直接にはつながらないことを、戸籍書式の影響という面からも確認しておきたい。

御野国戸籍では、男女を分けて配列し、それぞれの中で親子・兄弟／姉妹を書き上げていく。加毛郡半布里の中政戸秦人安麻呂戸（八八頁）を例にとると、前半男性歴名部は「下々戸主安麻呂 嫡子久毛方 次阿弥方 次伴足 次小足 戸主同党秦人所波 嫡子椋手 次高嶋 次眞須次 次赤麻呂……」、後半の女性歴名部は「戸主母秦人久波賣 児古賣 児生部意志賣 戸主妻秦人稲依賣 児古賣 次津賣 次黒太賣……」（各人名の下の年齢・年齢区分記載は略）となる。したがって、「又」字がなく「目頼刀自児加那刀自」だと、右掲戸の「古賣―児生部意志賣」の

ように、「目頼刀自」が「三家子□」の妻であるにせよ母であるにせよ加那刀自は目頼刀自の児、ということになってしまふ。それを避けるために、「又」字で「目頼刀自」にはつながらないこと、つまり冒頭部に記された戸主「三家子□」の「児」であることを示したのだろう。ちなみに「戸主児」の記載例としては、御野国本巢郡来栖太里の下政戸漢人部鳥戸（三〇頁）に、戸主母も妻も同籍せず、女性歴名部冒頭に「戸主児。姉賣。次黒賣……」とある。

「加那刀自」に姓の記載がないのは、御野国戸籍の書式では、父姓継承の原則により戸主（ないし直近に記載された血縁男性戸口）と同姓であることが自明な場合は姓の記載を省略するからであり、彼女の氏姓は「三家」である。対して、母、妻妾、姉妹などの子には姓を記すのが原則なので、「現在侍家刀自」である目頼刀自は「他田。君。目頼刀自」と氏姓が明記される。こうした点にも、戸籍書式の影響は確認できる（「三上喜孝二〇一八―七三頁」）。

「加那刀自」の次に記載された「物部君午足」は、「加那刀自」の子とみるのがおおかたの理解だが、必ずしもそうはいえない。「又」で区切つて、「加那刀自」が「三家子□」（戸主）の「児」であることを示したのであるから、それにつづく午足に冠せられた「孫」も、「三家子□」からみた「孫」を意味する。もし直前に記載された「加那刀自」の子であるならば、戸籍書式としては、「児（子）物部君午足」で良い。

午足等が「三家子□」の「孫」ではあるが、「加那刀自」の子ではないとすれば、加那刀自の姉妹の子ということになる。その場合、午足等の母はおそらく既に死亡したのだろう。母のいない「戸主孫」の例として、春部里上政戸六人部加利戸（一七頁）には、「戸主孫。石作部昨」がいる。石作部という氏姓を明記するので、昨は加利の娘の子である。「次。瓢刀自」「次乙（若）瓢刀自」は、午足のキョウタイとして同じく「物部君」であることが自明なので、氏姓は記されない。

ただし、以上の解釈は戸籍書式によればということであって、碑文構成上は、「加那刀自」の子であっても、「三家子□」を主格として「孫」と記されたとも考えられる。よって一応、「午足」等は「加那刀自」の子と解するが、その姉妹の子の可能性もある、としておく。重要なことは、「三家子□」の娘の子（女系）が「孫」として供養に参加していることであり、その点はどちらでもかわりない。

前節で、「現在父母」と「現在侍」の重なりから、「他田君目頼刀自」は「三家子□」が「侍」する近親老女<sup>カ</sup>母<sup>カ</sup>（子□の実際の母の可能性も含む）であるとした。本節では、「又児」を冠する「加那刀自」は「目頼刀自」の児ではなく、戸主「三家子□」の児と推定すべきことを明らかにした。「加那刀自」が「目頼刀自」の児でなく、「三家子□」の児だとすれば、「目頼刀自」は「三家子□」の妻ではないことになる。また、御野国戸籍書式を参照すると、「加那刀自」が前妻の児である可能性は否定される<sup>(45)</sup>。

本章の考察の結論として、「現在侍家刀自他田君目頼刀自」は「三家子□」の「妻」ではなく、「母」を含む母世代の老女<sup>カ</sup>母<sup>カ</sup>である、との新たな読みを提示する。

### ③地域における「ミヤケ」一族

#### (1) 「刀自」名と「家刀自」の意味

金井沢碑の女性たちは、「目頼刀自」「加那刀自」「瓢刀自」「乙（若）瓢刀自」と、全員が「\* \* 刀自」である。「はじめに」で述べたように、「黒賣刀自」（山上碑）「安理故能刀自」（船氏王後墓誌）「阿牟田刀自」（丹生祝本系帳）・「小宮刀自」（伊福部臣古志）は、黒賣・安理故・阿牟田・小宮という実名に尊称としての「刀自」をプラスした名である。これら

はいずれも、地方豪族層の系譜的史料にみられる女性名表記である。地域社会で、いわば「黒賣様」「安理故様」といったニュアンスで語られた名前であろう。一方で、戸籍の女性名表記はほぼすべてが接尾辞「メ」をつけた「\* \* 賣」であるのに、碑文の四名にはそろって「メ」がない。したがって、この四名の人名表記は、直接に戸籍記載を反映したのではなく、上毛野地域における豪族層の系譜語りの中の女性名の反映であり、「刀自」は実名にプラスされた尊称と判断できよう。

では彼女らは戸籍にはどう記載されたのだろうか。「目頼賣」か、あるいは「目頼刀自賣」だろうか。御野国戸籍の刀自賣型女性名は、\*の部分のない「刀自賣」が44例ほど、「小刀自賣」が9例、「古刀自賣」が9例、その他は「麻刀自賣」2例、「大刀自賣」「乎刀自賣」各1例である。しかも同戸に複数の「刀自賣」のいる例もあり、本巢郡栗栖太里の氏名不詳戸（三七頁）には、三名もの「刀自賣」がいる。刀自型人名に限らず、同一戸内に全く同姓同名の男女が複数いることは、めずらしくない。これは、一戸として書き上げられた人員が実際の生活共同体をなしてはいなかったことを示唆するとともに、戸籍作成時に便宜的につけた名前が多かったことをもうかがわせる（義江二〇〇七a、三七頁）。「古刀自賣」は、半布里にのみ集中してみられ、同里には他のタイプの刀自賣型女性名はない。里長の命名方針により、適宜つけられたのだろうか。

角田一九八〇によって同時代の他史料にみえる刀自賣型名を概観すると、刀自賣・古刀自賣の他に、花刀自賣・酒刀自賣・廣刀自賣・白刀自賣・浄刀自賣・阿理刀自賣・家刀自賣・春刀自賣・継刀自賣・玉刀自賣・真刀自賣・豊刀自賣・久米刀自賣などがある。女性名「\* 刀自賣」の\*部分は、おおむね1〜2音節であることがわかる。<sup>(46)</sup>一方、尊称としての「\* \* 刀自」の\* \* 部分は、すでにあげた黒売・安理故・阿牟田・その他にも、「吹矢刀自」（『万葉集』巻一一二二番）など、おおむね2〜3音節である。金井沢碑の「目頼刀自」たちは、地域社会においては

「目頼の刀自」「加那の刀自」「駮の刀自」「乙（若）駮の刀自」という尊称で呼ばれ、戸籍には「目頼賣」「加那賣」「駮賣」「乙（若）駮賣」と記載された、と推定しておきたい。

では、「刀自」の尊称でよばれた「目頼刀自」に冠された、「現在侍家刀自」の「家刀自」とは何だろうか。旧稿では「現在侍家刀自」と「目頼刀自」を別人とみて、三家を姓とする男性族長とは別の、広義の「ミヤケ」一族を現実の生活上のまとまりにおいて統率した女性、と考えた（義江二〇〇七b、五五頁）。今回、勝浦氏の所見に依拠して、「三家子□□」を一人の男性、「現在侍家刀自」他田君目頼刀自を一人の女性とみただ上、私見として、「目頼刀自」は「三家子□□」の「母」を含む母世代の老女だと推定した。「物部君午足」等キョウタイが「三家子□□」の「孫」だとすれば、彼らからみて「目頼刀自」は曾祖母世代になる。相当の高齡女性であり、「ミヤケ」一族の女性最長老であると考えられよう。

前章では、戸令給侍条の規定を参照しつつ、地域の尊長養老の慣行としては七十歳〜八十歳（以上）の老女か、と推定した。それ以上に実年代を考へることは困難だが、「刀自」の尊称で呼ばれることから、「駮刀自」「乙（若）駮刀自」姉妹が通婚年齢である一三歳程度以上、兄の「午足」が一五歳程度以上と仮定すると、彼らが加那刀自の子であるにせよその姉妹の子であるにせよ、祖父である「三家子□□」の年齢は五〇〜五五歳程度であろうか。「子□□」の「母」世代の「目頼刀自」はやはり、七〇〜八〇歳（以上）という推定が導かれる。

一〇世紀前半成立の辞書『和名類聚抄』卷二第十九老幼類の「刀自（負）」項には、劉向列女傳を引いて、「古語に老母を負とす」とあり、「今案ずるに、俗人、老女を謂つて負となす。……和名度之」とする。和名の「とじ」＝老女／老母とは、親族チームの「母」そのものではなく、世代チームとして「母世代の長老格女性」を意味するとみるべきだろう。<sup>(48)</sup>「目頼刀自」が「三家子□□」の「母」の可能性もあるとの本稿の推定に

一定の蓋然性があるとして、にもかかわらず「母」と記されなかったのは、彼女の立場が「母」の語では表現し得ないものだったからではないか。彼女はまさに、「家刀自」としかいいえない存在だったのである。

上毛野地域に勢力を広げた「ミヤケ」一族の拠点(ヤケ)は、山上碑・金井沢碑造立地の近辺にあり、「目頼刀自」はその家刀自(ヤケの刀自)たる最長老女性だった、と推定しておきたい。

## (2) 系譜関係の復元にみる「ミヤケ」一族

父姓により他田姓を名乗る「目頼刀自」が、「ミヤケ」一族の女性長老としての社会的位置を占め得たのは、その母が「ミヤケ」一族の女性であり、彼女自身も地域社会の認識としては「ミヤケ」一族の一員だったから、と考えられる。当時の一般的な婚姻慣行の中で考えると、「目頼刀自」は母方で生育し、婚姻後もその地を動いていない(他田姓の男性の訪婚/妻方居住婚)故に、「ミヤケ」一族の拠点における祖先供養に際して「家刀自」として筆頭に名をつらねた、という状況が想定できよう。

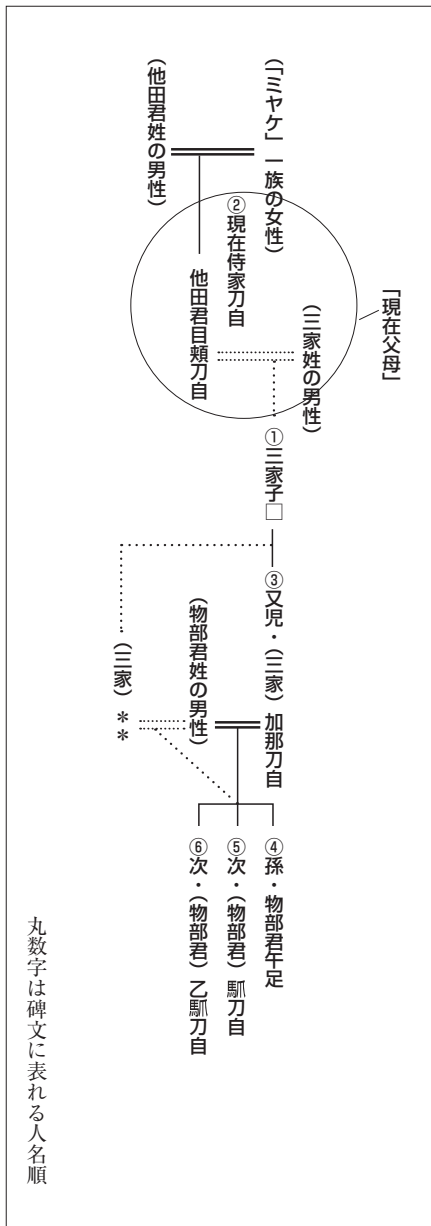
試みに御野国戸籍を瞥見すると、七〇歳以上の戸主母世代女性を11例見いだすことができる。戸主母が七二歳・七三歳・七三歳・八二歳の4例+1例<sup>(49)</sup>、戸主姑(オバ)が七〇歳・七二歳・八二歳の3例<sup>(50)</sup>、戸主および戸主兄弟の妻の母が七三歳・八六歳・八一歳の3例<sup>(51)</sup>である。「三家子□」が戸主的位置にあるとして、その「母」「目頼刀自」を七〇歳〜八〇歳の「現在」(生存する)「母」と想定することは、決して不自然ではないことが了解されよう。

王権レベルでいえば、足かけ三十七年の長期の治世のうちに七五歳で没した推古は、王族最長老女性として、最後まで統治者でありつづけ、没する前日に、王位継承に新たな方向づけをする重要な遺詔を残した(義江二〇一七a, 六八頁)。郡司階層の豪族についてみると、上野国佐位郡

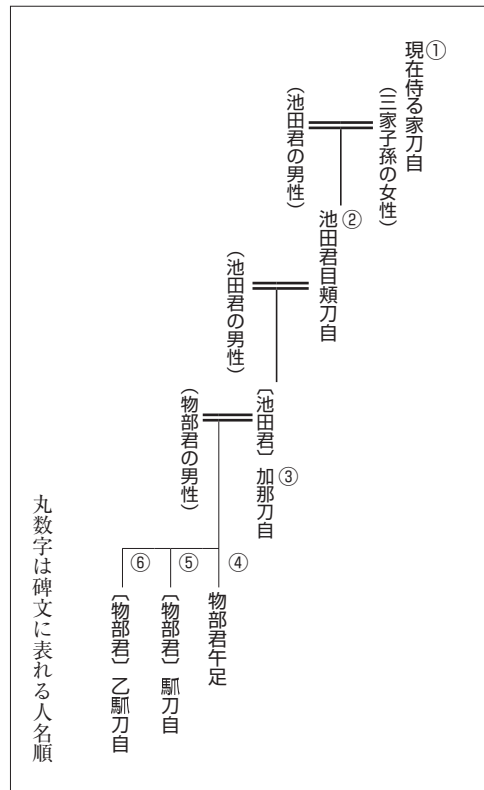
出身の采女「老刀自」がいる。本姓は檜前君で、神護景雲元年(七六七)三月に上野佐位朝臣を賜り、翌年六月には上野国造に任じられた。時に膳司の掌膳であったから、年齢は不明なもの、後宮十二司の女官として勤め上げた長年の功労による任命であろう。伊勢国飯高郡の飯高諸高の場合は、飯高君笠目から飯高宿祢諸高に、改姓とともに名前も変わったらしい。元正朝から光仁朝までの歴代天皇に仕え、宝龜七年(七七六)に従三位、同八年正月に八〇歳になった賀として純等を勅賜され、同年五月に典侍従三位で亡くなった<sup>(52)</sup>。彼女の働きによって、郷里の一族は、その地位を高め改姓をなしたとげた。飯高の例を参照すると、上野国の「老刀自」も、永年勤務のち上野佐位朝臣への改姓にもなっており、「老刀自」の名を賜った可能性が高い。一族を代表する長老女性として、それを讃える名前であったと考えておきたい。

古代社会において七〇歳を越す高齢女性であることは、経験を積んだ一族最長老として尊崇の対象となることを意味したのである。こうしてみれば、目頼刀自が七〇歳以上と推定されることは、彼女を「ミヤケ」一族の「家刀自」の地位にあったとみなすことと何ら矛盾しないことが理解できよう。仏教的慣用語の「現在父母」と重ねつつ、「現在侍」(現在生きていて、私(子□)がお世話申し上げている)と特に言挙げして、「孟蘭盆経」にいうように彼女の「福樂百年」「寿命百年」を祈願したのだとすれば、むしろそれにふさわしい年齢ともいえるよう。

「目頼刀自」の母については、「ミヤケ」一族の女性としかいえない。彼女が「三家姓」だったか否かは不明だからである。前記の年齢推定によれば、「目頼刀自」は庚寅年籍(六九〇年)当時では、四〇歳程度、その母は六〇歳程度ということになるか。同じ一族に関わると推定されている「辛巳年」(辛巳=天武十年、六八一)の「山上碑」では、「黒賣刀自」は「佐野三家定賜・健守命」の子孫としてだけ示され、氏姓の記載がない。黒賣の死去は碑文に刻まれた「辛巳年」(六八一)よりは



義江新復元案  
(……は推定)



義江旧復元案

前と思われるが、庚午年籍（六七〇）に何らかの氏姓を付して記されたとしても、地域社会においては氏姓を付さない「黒賣の刀自」の尊称によって通用していたのである。「山上碑」の他の人名に付された「\* \* 臣」「\* \* 足尼」の「臣」「足尼」も「刀自」と同様に、公的カバネではなく、系譜伝承関係史料に通例としてみられる尊称である〔義江二〇〇〇a、九二〜九三頁〕。

天武十一年（六八二）十二月の詔で、氏毎に氏上を定め氏人の範囲を確定することが命じられ、これ以降、父姓継承の原則のもと、同姓を名乗る一族が外延部の明確な父系氏族として再編されていく〔義江一九八六―九頁〕。地域社会で双系的親族原理のもと「ミヤケ」一族として存在していた一人一人の男女が、この新たな氏族編成の動きの中で、どのような氏姓を付与され戸籍に登録されたかはわからない。ただ公的にはどのような氏姓を名乗ることになったにせよ、七世紀後半の地域社会において、「目頼刀自」の母は「ミヤケ」一族の女性として存在しつづけたのである。

ここまでの考察のまとめとして、願主グループ六口についての新復元



案を、旧復元案〔義江二〇七b、五五頁〕と対置して提示する。

旧復元案との違いは、「池田君」を「他田君」に訂正し、「三家子□」を男性名として系譜に加え、「現在侍家刀自・他田君目頼刀自」を一人の女性名とし、かつ「三家子□」の「母」世代の位置に据えたこと、さらに「物部君午足」等キョウウダイは「加那刀自」の子とみておくが、その姉妹の子の可能性も含む、としたことである。系譜関係に復元された「六口」が、いかなる同籍／同居関係にあったかは、碑文からは判断の手がかりがない。供養対象を示す慣用句「現在父母」のうちの「父」は、息子にあたる「三家子□」が戸主の位置にあることからみて、すでに亡くなっているとみて良いだろう。

新復元案によっても、「三家子□」から「午足」キョウウダイまで、男系女系の双方を交えた血縁のつらなりはある。しかしAグループ全体を、勝浦氏のいうように一つの「家族」とみて良いだろうか。「他田君」姓を名乗る「目頼刀自」も、「物部君」姓を名乗る「午足」等キョウウダイも、地域社会の認識としては紛れもなく広義の「ミヤケ」一族だったのであり、そういう認識のもとに、「三家」姓の「三家子□」を公的願主として、「ミヤケ」一族の本拠地における「七世父母現在父母」の供養に結集した、とみるべきではないか。碑文に示されているのは、「家族」ではなく一族結合のあり方なのである。

とすれば、「七世父母現在父母」という新たに浸透しはじめた教教的慣用句が、「ミヤケ」一族という地域に根ざした旧来の一族意識と重なりあう、その背景こそが解明されなければならない。氏姓の同一でくられる（七世紀後半以降の）新たな父系氏族の枠組みと、地域における現実の一族意識とのズレに注目し、そこに外来／新来の仏教的祖先観がどのように作用したか、という分析視点が必要とされるのである<sup>(3)</sup>。

### (3) 「天地誓願」にみる祖先観と系譜意識

碑文は、「又知識所結人」（狭義の「知識」グループB）の「三口」を加えて、あわせて九名の者が「知識結而天地誓願仕奉石文」の文言、そして「神龜三年丙寅二月廿九日」の年紀が記されておわる。Bについては、本節の最後でふれることにして、まず「天地誓願」について考えたい。

朝鮮の造像銘にみえる「七世父母」の用例を検討した増尾伸一郎氏によると、「大和十三年歲己巳」（高句麗長壽王七十七年、四八九年か）の三尊石仏像銘から「己丑年」（新羅神文王九年、六八九年か）の阿弥陀仏石像銘までの、五〜七世紀の四例において、「七世父母」／「国王大臣及七世父母」の文言が見られる。増尾氏は、これらの造像銘の「七世父母」の語を日本古代の用例の直接的先蹤として注目した上で、金井沢碑は末尾に「天地誓願」として「天神地祇あるいは天地諸神に対する誓願をも併記する点」が、朝鮮のものとは異なるとする（増尾一九九九：二〇九〜二一八頁）。

朝鮮の地に残る石像銘ではないが、朝鮮製かとされる法隆寺献納宝物の一つ「庚寅年」（推古二年、五九四年か）の（金銅釈迦像）「光背」<sup>(3)</sup>には、「弟子王延孫奉為現在父母。敬造金銅釈迦像一軀。願父母乘此功德現身安穩……速生淨土」とあり、「現在父母」の句とともに、その「父母」に対して、生きている時の「現身安穩」と亡くなった後の「速生淨土」を併せて祈願している点が注目される。「孟蘭盆経」の教説や「写経識語」のみならず、具体的な石像造立祈願と関わる「七世父母」「現在父母」の觀念は、倭社会にも相当古くから伝わっていたと、推定できよう。金井沢碑の「目頼刀自」も、こうした社会的共通觀念のもと、「現在父母」に含まれる「母」として、生きている時の「現身安穩」と亡くなった後の「速生淨土」を願われたのではないだろうか。

「天地誓願」の「天地」について増尾氏は、『万葉集』で「さまざま自然神の集約的表現として広く用いられた」「天地の神」(『万葉集』卷五の山上憶良「沈痾自哀文」など)に近いものとし、「誓願」は推古一三年(六〇五)の飛鳥寺丈六仏造立発願記事にみえる天皇「諸臣の共同誓願」をはじめとして、「多分に仏教的な性格の語」とする。そして、金井沢碑は「在地社会の祖先信仰を下地としながら仏教が定着していく初期の様相」を示す、と結論づけた(増尾一九九九、二八〇―二八二頁)。では、仏教が浸透していく過程で地域社会に現実存在した「祖先信仰」とは、具体的にどのようなものだったのだろうか。

この問題を金井沢碑の「ミヤケ」一族に即して考えようとした時、まず想起されるべきは、「山上碑」に記された祖先観だろう。

〔山上碑〕

辛巳〔二巳〕年集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒壳刀自此

新川臣見斯多々弥足尼孫大見臣娶生見

長利僧母為記定文也 放光寺僧

(釈文)

辛巳年集月三日記す

佐野三家と定め賜へる健守命の孫、黒壳刀自、此、新川臣の見、斯多々弥足尼の孫、大見臣に娶いて生む見、長利の僧、母の為に記し定める文也。放光寺の僧。

ここに記された僧長利の母方・父方の系譜は、古代系譜の定型的表現のつとつて、ミヤケ管掌者としての奉事根源を示す文言と始祖的人物にふさわしい尊称／原始カバネを持つ母方「佐野三家定賜守命」と、父方「新川臣見斯多々弥足尼」の、それぞれの子孫である「黒壳刀自」と「大見臣」が、「娶いて生む見」が自分＝長利である、と語る構造になっ

ている。放光寺の僧として地域社会における仏教理解の先端に位置したであろう長利にとって、「玉盞蘭盆経」にいう「現在父母」にあたるのは、母「黒壳刀自」と父「大見臣」である。では「七世父母」に該当すると認識されたのは何かといえば、双系的系譜語りの形をとって表現された、母方・父方それぞれの始祖と自分をつなぐ氏族意識こそが、それだったのではないか。

私見によれば、古代(七世紀末以前)の系譜は、始祖から奉事根源でたどる族長の地位継承次第(典型例は五世紀の稻荷山鉄剣銘系譜)と、自己から遡って二～三世代の父方・母方双方の祖(のうちの自分にとって重要な祖)を「娶いて生むコ」の定型句でつなぐ双系的系譜(典型例は七世紀の天寿国繡帳銘系譜)の、二種類からなる。支配層の男女は、双系的に遡る二～三世代の祖(父母・祖父母・曾祖父母)がそれぞれ属する氏に潜在的成員権を有し(両属性)、適宜、その時の現実の権力関係／生活環境に応じて一つの氏への帰属を選ぶ(選択出自)。そこに形成されるのは、外延部(成員の範囲)の曖昧な可塑的氏族構造である(義江二〇〇〇f、二二六頁)。

〔山上碑〕の系譜の人物は、いずれも公的氏姓ではなく系譜伝承上の、また地域社会における尊称「命」「足尼」「臣」「刀自」で記されている。僧長利にとっては、その中でも冒頭に「佐野三家定賜」(佐野三家の管掌者として定められた)という奉事根源(氏族としての大王への奉仕由来)を冠して掲げた「健守命」からつらなる「ミヤケ」一族こそが、母方を通じて選び取った、自己にとつてもっとも重要な帰属先だった。だからこそ、母方の系譜を最初に語り、その母「黒壳刀自」が父と「娶いて生む見、長利僧」と自己規定したのである。

「黒壳刀自」が六七〇年の庚午籍ないし六九〇年の庚寅籍において、いかなる氏姓で記載されたかはわからない。しかし、戸籍上の氏姓の如何に関わらず、彼女は「ミヤケ」一族の一員であり、始祖健守命につら

なる人物と認識されていたのである。同碑の立つ近くに、金井沢碑もある(古代では多胡郡〔旧片岡郡〕山名郷)。六六〇〜六七〇年頃に創建された放光寺は、総社古墳群を造営した勢力(其後の上毛野氏か)の手になるとみられ、中央との結びつきが強い(右島和夫一九九四、三八二頁、松田二〇〇九、四六頁、『山上碑の世界』二五頁)。そこに所属する僧である長利が、(ある意味、同勢力による支配体制への包摂に抗って)健守命という、おそらく同地域一帯でよく知られた伝承上の英雄を冒頭に始祖として掲げて母を顕彰し、そこにつらなる自己を誇る碑をたてたのである。両碑のたつ近辺こそ、まさに健守命以来の「ミヤケ」一族の拠点だったと想定できよう。

「山上碑」では、始祖健守命……子孫・黒賣刀自、始祖斯多々弥足尼……子孫・大兒臣が、長利にとって、仏教用語「七世父母現在父母」に相当する「祖先」だったのである。前述のように二つの異なるタイプの系譜の組み合わせからなる系譜意識のもとにあった豪族層の個々人にとって、具体的に祖と認識されるのは、自己の直接の「父母」(からせいぜい二〜三代を遡る父母)とその「父母」の属する一族の「始祖」だった。「山上碑」の系譜が示す祖先観は、その見事な具体例といえよう。外来の仏教によって、自己から遡る祖先に「七世父母」という新たな名称/概念が与えられたものの、六八一年当時の上毛野地域においては、それはいまだ定着しておらず、旧来の系譜語りに置き換えて、受容されたのである。

同じ一族によると推定される七二六年の「金井沢碑」では、「七世父母現在父母」概念の定着がみられ、約半世紀の間に着実に仏教的祖先供養観が浸透していることがみとれる。また、あらたな氏姓制も定着し、それぞれが戸籍書式に沿って厳密に父姓で記載(同一父姓は省略)されている。戸主とおぼしき「三家子□」が、願主として本貫地表記とともに冒頭に記載されている。しかし、AⅡ願主グループとして異姓

の子・孫が主要な位置をしめることに明らかなように、公的氏姓の枠組みにとらわれない広義の双系的「ミヤケ」一族のまとまりが、現実にはなお、大きな意味をもって存在していたのである。そのグループⅡ「ミヤケ」一族の最長老女性が、「現在侍家刀自Ⅱ他田君目頼刀自」ということになる。

先に紹介した朝鮮の石像碑銘には、「国王大臣及七世父母」とはあっても、系譜に類する記載はない。石像碑銘以外の同時代資料を見渡しても、倭に比べて格段に多数の石碑が存在するにもかかわらず、系譜的記載はほとんどみられない<sup>(56)</sup>。王権を中心する支配層結集のシステムとし



図2 上野国の郡

(群馬県史編さん委員会編『群馬県史』通史2, 所載図より, 本稿関連遺跡のみを抽出掲載し, 1~4を記入して作成)

て、倭社会における「氏」組織／系譜意識の重要性と独自性が、あらためて注目されよう。

「誓願」をめぐるのはもう一つ、考えるべきことがある。「共同発願、以始造銅織丈六仏像」(『日本書紀』推古一三(六〇五) 四月辛酉条)、「皇后体不于、則為皇后誓願之、初興葉師寺」(『同』天武九年(六八〇)十一月癸未条)のように、何のために「誓願」して、何をするのかを明記するのが普通である。その他の「誓願」の句がある仏像光背銘や台座銘・擦柱銘などでも、その銘文が何に刻まれているかをみれば、「仏菩薩に対して、造寺造仏や設齋などを通じて祖先供養をはじめとするさまざまな功德を祈念」していることは、明瞭である(増尾一九九九、二二〇頁)。ところが金井沢碑には、「天地誓願仕奉石文」とのみで、「七世父母現在父母」のために「天地誓願」して、何を行ったのが不明である。「山上碑」でも、「母為記定文也」とあるだけで、母の追善供養のために、何を行ったかは記されない。これも、金井沢碑であれば願主グループの系譜関係、「山上碑」であれば長利の母方(＋父方)系譜を、石に刻んで「ミヤケ」一族の本拠地に造立すること、そのことこそが「誓願」して行なうべき行為だった、ということになる。

最後になったが、こうした金井沢碑の造立目的、AⅡ願主グループの系譜関係を記す碑文構成などの中において考えると、「又知識所結人三家毛人・次知麻呂・鍛師儀部君身麻呂」の「三口」ⅡB(狭義の)知識グループは、「又」字で願主グループ(「ミヤケ」一族の中核部分)には含まれないことを明らかに示しつつ、三家姓を名乗る公的「三家」氏の成員あるいは「鍛師」という縁で、Aグループによる「七世父母現在父母」(Ⅱ「ミヤケ」一族)の為の祈願に、「知識を結びし所の人」ということになる。

碑文にみえる他田君・物部君・儀部君の地域におけるあり方を考察した竹本晃氏は、先行諸説をふまえ、『続日本紀』天平神護元年(七六五)

11月戊午条(上野国甘良郡人中衛物部蜷淵等五人、賜姓物部公)より、「甘楽郡およびその周辺の郡では、物部君(公)が郡領クラスの勢力をもっていた」、儀部君は碓氷郡儀部郷に本拠を置く在地豪族と考えられ、金井沢碑にみるように「物部君と知識を結ぶほど近い関係」にあつて、それが天平神護二年五月甲戌条の儀部から物部公への改姓として表れた、とする。そして、他田君は、上野東部地域の郡領クラス豪族であり、「上野西部地域の豪族が、東部地域の豪族とどのような関係を築き、またそれをどのように西部地域に還元したか」が今後の課題だとした(竹本二〇一五)。

金井沢碑は、上野国西部地域に本拠をもつ「ミヤケ」一族が、婚姻を通じて、双系的血縁関係をベースとする密接な関わりを東部地域(の他田君氏)との間にも展開していたことを、如実に示す資料といえる。「他田君目頼刀自」が「ミヤケ」一族の「家刀自」であることの意味を(従来の諸説が漠然と前提していたように)他地域から婚入してきた女性(「三家子□」の妻にせよ母にせよ)とみるのではなく、広義の「ミヤケ」一族の中核にすえて考察する視点の必要性を、本稿では述べた。

### おわりに―まとめと課題

以上、本稿で述べてきたことの要点をまとめると、次のようになる。

① 金井沢碑文には、当地域に長年にわたって浸透していた戸籍書式、七世紀以来の系譜様式、そして新たに流入した仏教経典の経説、供養願文書式等が複合的に影響しており、その点をふまえた考察が必要である。

② 金井沢碑および山上碑の建立地は多胡郡(旧片岡郡)山部郷であり、そこが広義(異姓の双系血縁者を含む)の「ミヤケ」一族の本拠地だったと推定され、故に、そこからは離れた「羣馬郡下賛郷高田里」を

本貫地とする願主「三家子□」は、郷里制下の直近戸籍（養老五年籍）に従った正確な本貫地を、あえて碑文冒頭に明記する必要があった。

③「現在侍家刀自」は、「仏説孟蘭盆経」にいう「現在父母」の一人として、「三家子□」の生存する「母」を含む母世代の近親老女であり、戸令給侍条を参照すると、「三家子□」が「侍」として仕える、高齢の「ミヤケ」一族長老女性だった、と推定される。

④「加那刀自」は「目頼刀自」の児ではなく、「三家子□」の児であり、「物部午足」等キョウダイも第一義的には「三家子□」の「孫」であり、加那刀自の子と一応は推定されるが、その姉妹の子の可能性もある。

⑤七世紀末までの豪族層男女は、伝承上の始祖と子孫を直結する氏族の系譜意識と、自己の父母につらなる二〜三世代の身近な双系の血縁意識の並存の中で生きていた。仏教用語「七世父母現在父母」はそこに新たな祖先観をもたらしたが、七世紀後半〜八世紀前半の上毛野地域においては、それは旧来の系譜語りの祖先観に重ね合わせの形で受容されたのである。

公的な「三家」姓の父系的枠組みと異姓者を含む現実の双系の一族結合とのズレ、そこに国家的諸制度の影響がからまりつつ、仏教的祖先観が浸透していく、七世紀後半から八世紀前半の地域社会の実相を考える上で、山上碑と金井沢碑は、まことに好個の資料である。

註

- (1) かつては「上野国山名村碑」「高田里結知識碑」ともいわれた。高崎市山名町在。最新の図録に多胡碑記念館編『金井沢碑の遺産』（二〇二〇）がある。
- (2) 一般には「山ノ上碑」の名称で知られるが、本稿では史跡指定名称の「山上碑」を用いる。高崎市山名町在。最新の図録に多胡碑記念館編『山上碑の世界』（二〇一八）がある。
- (3) 田中卓氏は、「娶生児」などの用字法、「美<sup>み</sup>之<sup>の</sup>国」の国名表記などには「古文と

しての要素」が備わり、「延暦ないしそれ以前のものとして認めて差し支へない」とする（田中一九八六、四六九〜四七〇頁）。「阿牟田刀自」に関わる記載は、「別豊耳命、娶国主神兒阿牟田刀自、生児小牟久君」で、「娶生児」の古系譜様式にかなっている。

(4) 「因幡国伊福部臣古志」については、田中卓一九八六、および佐伯有清一九七五、一九八四参照。佐伯一九八四によれば、八世紀前半以前に相当する部分分は、八世紀末以前に作成された古系譜に基づく。なお、系譜様式からみた「古志」の段落構成、および第二五代「久治良臣」と第二六代「都牟自臣」の箇所にも、もともと現実的伝承の要素のみられることについては、義江二〇〇〇d、九九〜一〇四頁。

(5) 「古志」では、允恭朝に「気吹部臣」の姓を賜ったとして、それ以前を「\*宿祢」、以後を「臣」と書き分けているが、「若子臣」「馬養臣」とあるように、ここにおける「臣」は男性個人名につけられた尊称である。

(6) 御野国戸籍では、戸主の男系親族は父姓継承の原則のもと、姓の記載は省略されている。それに対して、戸主の母、妻妾、姉妹の子などには姓を記載する。

(7) 実名+「刀自」の他に、ヤケ名+「刀自」の例として「五百重娘（中臣鎌足の娘、天武キサキ）」、「大原大刀自」、地名+「刀自」の例として、「吉川大刀自」（播磨国風土記美囊郡吉川里）などがある。自己のヤケを所持し、あるいは地域を統括した「刀自」の存在を前提として、令制キサキ称号の一つとしての「夫人」（和訓オホトジ）が成立すると考えられる。「妃某姓邑刀自」から以後は「某姓」を除けとの勅（類聚符宣抄）六、少納言職掌、弘仁八年六月二三日勅）は、出身氏族名を付して例えば「妃大伴邑刀自（大刀自）」と称されるような古代的キサキのあり方——出身氏族の女性メンバーとしてヤケの一つを受け継ぎ経営し、そこをキサキの宮とする——が、九世紀初頭で最終的に失われたことを意味するのだろう（義江二〇一七b、二八六頁）。

(8) 『大日本古文书』編年一―三〇五―三〇八頁。同「戸籍」を「戸口損益帳」とみるべきこと、および御野国戸籍書式との類同／相違点については、岸俊男一九七三参照。

(9) 男女の王族に共通する称号だった「王」（ミコ）が、七世紀末に皇子／王（ミコ）と皇女／女王（ヒメミコ）に分化し、それは任官・賜祿等における男女別の法制化と連動していた。同様に、戸籍における女性名接尾辞「賣」の付加は、租税徴収・兵士役等の国家的負担の男女別設定と連動する。その意味で、「ヒメ」「メ」は、集団的に生存し、その一員として仕奉・貢納を行ってきた人々について、一人一人のセックスを生物的に判定し、男、女<sup>メ</sup>のジェンダーに二分区分して公的に登録する際に、女<sup>メ</sup>のみ付した、「ジェンダー記号」の一種である（義江二〇〇五、一四六―一五二頁）。

- (10) 「\*刀自メ」の名前の全盛期には、婢にもこのタイプの名がみられる。その背景としては、角田氏もいうように、そもそも古代においては奴婢と一般公民の社会的格差が乏しいことがあげられよう(角田一九八〇、一〇八頁)。日本古代の奴婢の社会的地位については、榎本淳一・二〇一九参照。
- (11) 尾崎喜左雄一九七〇をはじめ、種々の読解とそれに基づく系譜関係復元がなされてきた。主要な先行所説「尾崎喜左雄・関口裕子・義江明子・服藤早苗・東野治之・平川南・高取正男」の論拠と復元案は、勝浦二〇〇〇、三九七〜四〇二頁に紹介されている。本稿ではこれらを網羅的に逐一検討することはせず、勝浦新説の提起を受けて「現在侍家刀自」の再検討を行う上で必要な限りで、とりあげる。
- (12) 勝浦氏は、「乙」の可能性もあるが、『寧楽遺文』の「若」の方が可能性が高いと考え、「□」とする(勝浦二〇〇〇、三七九〜三八〇頁)。乙／若のいずれであっても、「次」字が示すように、「瓢刀自」と「瓢」字を共有する(同母の)妹である。一般には「乙」と読まれており、私見でもその方が可能性が高いと考えるが、本稿の論旨には影響がないので、とりあえず「乙(若)」として論をすすめる。
- (13) 九世紀半ば成立の『海部氏系図』は、出自系譜ではなく「兄\*\*——兄\*\*——」でつながれた地位継承次第なので、当然のことながら「次」字はない。一箇所だけみられる二名の兄弟記載「弟\*\*」は、あとの挿入部分である(義江二〇〇〇a、三二〜三三頁、同二〇〇〇a、五六〜五七頁)。「和氣氏系図」の「次」については、本文で後述する。
- (14) 「上宮記逸文所引二云」系譜では、女性は尊貴性を示す場合に「王」「比弥命」が例外的に使われ、他は「郎女」「比弥」である。「古事記」天皇系譜のような統一性はみられない。
- (15) 継体天皇の父方／母方を記す『釈日本紀』所引「上宮記」逸文は、全体の成立は記紀以後とみられるが、異なる系譜伝承素材が不統一のままに混在・接合されていて、この箇所(矢嶋泉氏のいうAa)は、素材資料として「記紀」に対する先行性を認め得る」という(矢嶋一九九七、五・一一頁)。
- (16) 兄弟姉妹の呼び方における男称・女称の区別は、七〇二年の御野国戸籍では明確で、男からみた姉妹はすべて「妹」、女からみた妹は全て「弟」で族柄表記がなされている。七二一年の下総国戸籍では、男からみた「姉」、女からみた「妹」表記が一部に表れ、七三〇年代の『令集解』「古記」では後者の用法を記す。これらからみて、およそ七二〇年代から七三〇年代に男称・女称の区別は消えていく(布村一九九四、八四〜八七頁、九七〜九九頁)。
- (17) 敏達次の用明段の系譜では、所生子の出生順序列語に一例、「当麻飯女之子と娶して生む御子、当麻王、次に妹須賀志呂古郎女」という形で、「次」・「妹」語が重層してみられる。須賀志呂古郎女のところには、素材となった古系譜の用語「妹」字が残ってしまった、と見ることができないのではないか。「須賀志呂古郎女」は『日本書紀』では「酢香手姫皇女」だが、スカテ(コ)郎女が本来の称だろう。「酢香手姫」の「ヒメ」については、義江二〇一五、九頁参照。
- (18) 八世紀初(大宝)以前の成立とされる『上宮聖徳法王帝説』系譜部分(いわゆる第一部)も同様に、「娶生兄\*\*王、次\*\*王、次\*\*王」の様式である。ただし本文で既述の如く、女性について「\*王」と「\*女王」の表記が混在するので、男女を区別せず「王」とする『古事記』系譜よりは新しい。「娶生」様式を双系的系譜とみるについては、義江二〇〇〇b参照。
- (19) 義江一九八六付載『和氣系図』参照。
- (20) 杉本一樹二〇〇一、五二三頁。
- (21) 敦煌発見の西涼建初十二年(四一六)籍断簡には、キョウダイ四名を横四行に「息男A年十七/A男・B年十/B女・妹C年六/C男・D年二」(A〜Dは人名を筆者が略記した)と記す例がある(池田温一九七一・録文一①、10〜13行一四七頁、井上巨二〇〇三、四二〇頁、小林洋介二〇〇五、四頁)。直前の人名を繰り返した上で「男弟/女妹」語を冠した人名が記されていて、明らかに、親からみた出生順序記載ではなくキョウダイ順序列記載である。なお、直前の人名を繰り返す「数珠繋ぎ」の記載方法は、冊簡の綴紐が切れて順序が前後した場合に原状に戻しやすくすると、指摘されている(池田温一九七一・概観、三五頁)。
- (22) 雲夢睡虎地秦簡「封診式封主条」(「睡虎地秦墓竹簡」文物出版社、一九九〇)に引用された戸籍には、「子大女子某・子小男子某」とあり、子供を男女別ではなく、年齢区分順(出生順)で記載する(前註[21]井上二〇〇三、四一三頁)。親からみた「子」であることを明示した上で、女男の順で名前が列記されていて、後世の西涼籍とは異なり、「弟/妹」といったキョウダイ順序列語はない。
- 井上氏・小林氏の論考は、中国の出土戸籍史料と対照して日本の戸籍書式の色をさまざまに検討し、男女混合の出生順記載、前行記載人物との関係で記すという特色の共通性にも注目している。ただし、親からみた出生順序列語とキョウダイ順序列語との原理的違い、および「次」語の独自性という観点からの考察はない。大飼隆氏は、中国の史書には「次」字で兄弟・姉妹の次序をあらわすことがあるが、籍帳類にはなく、美濃(御野)戸籍の「次」字は、「古事記」等の用法をあわせ考えると、「本来は、男女の別なく出生順に「つぎに」つぎに」と認識していた日本語の発想を反映したもの(大飼二〇一一、一四二頁)とする。
- (23) 岸俊男氏がすでに指摘した和銅元年の陸奥国戸口損益帳(岸一九七三)に加えて、和銅七年籍の抜書とみられる多賀城跡戸籍抜書木簡および養老五年以前と推定される山王遺跡跡帳様文書。
- (24) 「嶋評戸口変動記録木簡」については、坂上二〇一三参照。坂上氏は同木簡の

記述内容を六九一年ないし六九七年のものとし、書式については、男女別記載と「次」字は御野国戸籍の様式に通じ、「丁女」「老女」は西海道型の特徴(御野国戸籍では「正女」「次女」)だが陸奥国戸口損益帳には「正女」「老女」があり、全体としては同木簡の前提とする戸籍は「御野型に極めて近いものであった」とする。「政丁」の記載も御野国戸籍の「(上・中・下)政戸」に通じ、「負担(政)に堪える者」という意味で、日本独自の用法と推測される(坂上二〇一三、一六八・一七一頁)。

(25) 御野国加毛郡半布里上政戸県主族安麻呂戸「下々戸主安万侶 年卅四 正丁 鍛」(六七頁)。

(26) 小口雅史氏は、御野国型書式の男女別丁中別について、前秦(西涼・北涼籍の影響)とした上で、「男女をまず分け、冒頭の集計部がくる御野型書式」は軍事的利便性が高いのに、なぜ軍事的要地の西海道であえてそれを避けたのかは疑問とする(小口二〇一八、三八三頁)。坂上氏も同様の疑問を呈している(坂上二〇一三、一七一頁)。なお平川氏はこれについて、西国における白村江敗戦の打撃の大きさによる兵士徴発の困難さ、他方での東山道における蝦夷「征討」への兵士派遣の継続、を背景として推定する(平川二〇一四b、三六〇・三七七頁)。

(27) 勝浦説の後に、東野氏とともに碑文を見観察した松田猛氏は、「やはり「三父子孫」と読むのが妥当であろうと思われる」とする(松田猛二〇〇九、一二四頁)。ただし松田氏も認めるように、勝浦氏はたとえ文字が「子孫」であっても男性名である可能性は残るとして「子孫女」なる女性名を例示するとともに、願文構成上、願主名の位置にあることを重視する(勝浦二〇〇〇、三八八・三九七頁)。また同様に実見を行った竹本晃氏は、「孫」は積読しない方がよいように思われた。「子偏と断定することは避けたい」とし、結果として勝浦氏の読みを支持している(竹本二〇一五、三九頁)。

(28) 以下、丸数字であげる写経識語/造像記については、まず『寧楽遺文』の頁を「寧楽一」で示したのち、「上代写経識語注釈」収載のものは「注釈一」でその頁数を記す。「上代写経識語注釈」は、『奈良朝写経』の写真図版に従い、識語本文を翻刻し注釈を付す。「奈良朝写経」未収識語は、ローマ数字の番号で示されている(左註例参照)。

(29) 『奈良朝写経』未収IIとして「注釈」四六四頁に載せる天理大学附属天理図書館蔵「瑜伽師地論」の識語は本文記載の通りだが、寧楽一六一二頁所載の知恩院所蔵「瑜伽師地論卷二六」の識語は、「天平二年歲次庚午九月和泉監大鳥郡日下部郷石津連大足書写……」となっていて、所屬地・年紀の記載順が異なる。後者では、「和泉監大鳥郡日下部郷」は書写者である石津連大足の本貫地のように読み取れてしまうが、前者によれば、「書写石津連大足」から1行おいて「和泉監大鳥郡日下部郷天平二年歲次庚午九月書写奉」とあり、「和泉監大鳥郡日下部郷」は大檀越に率いられて写経事業に加わった「総知識七〇九人」の所屬郷表記である。

(30) 天理図書館蔵の原本を閲覧した角田洋子氏は、「日下部郷……書写奉」は「一郷を写経の主体とする特異な形式」であることに注目する(角田二〇一六、六二七・四頁)。なお角田氏右掲書には、口絵として同瑜伽師地論奥抜を載せる。

(31) 「右京七条二坊黄君満侶」(寧楽一六二二頁、注釈一七六頁)、「左京八条二坊高史千嶋高史橘」(寧楽一六二七頁、注釈一九六頁)。

(32) 靈龜三(七二七)〜天平十二(七四〇) 初頃とされる(鎌田元一・二〇〇一)。

(33) 「群馬県史」一九八一、資料編四―史料解説「金井沢碑(前沢和之執筆)」、二二七頁。

(34) 『続日本紀』和銅四年三月辛亥条。

(35) 碑文を見出した竹本晃氏は、「贊」と読まれている字は下半分の「貝」部分に疑義があり、「贊」を「贊」と誤った可能性があるとして「シモクルマ」郷と読み、「群馬郷」(藤原宮跡出土木簡にみえる「車評」)の一部かとする。よって、碑文の「下贊郷」と「佐野三家」はつながらない、という(竹田二〇一五、四三〇・四五、五五頁)。

(36) 「山上碑」の構成については、義江二〇〇〇c参照。

(37) 掖斎は「為七世父母現在父母、見孟蘭盆経六朝造像記多用之」として、粟原寺鐘銘の「七世先靈」、西琳寺記阿弥陀仏造像記の「現在親族福延万世七世父母随意往(生)」の例をあげる(狩谷掖斎「高田里結知識碑」『古京遺文』一九六八、三九〇・四〇頁)。

(38) 東京国立博物館蔵。「飛鳥・白鳳の在銘金銅仏」一九七九、一四八〜一四九・一七三〜一七四頁。

(39) 古市晃氏は、推古十四年の年紀については、福山敏男氏の指摘にしたがい(『元興寺縁起』により)推古十七年(六〇九)とするのが正しいとした上で、中国南北朝時代における四月・七月齋会の盛行を念頭におくと、推古十七年に寺毎の四月・七月齋会の開始は史実とみて良いとする。さらに、四月八日の仏誕会と七月十五日孟蘭盆会は、自身および現在父母の現世利益・過去七世父母の祖霊供養を願う点で共通するとする(古市二〇〇七、四〇・四四頁)。

(40) 玄奘将来經典の漢訳事業開始は唐・貞観十九(六四五)以降で、飛鳥(白鳳時代)に使われた孟蘭盆経は、旧訳經典である。テキストによって文言・文字の異同があるが、ここでは「大正新脩大藏経」所載「仏説孟蘭盆経(西晋月氏三歳竺奉護訳)(七七九頁)により、検討する。「七世父母現在父母」に関わる箇所でのテキスト間の異同もあるが、論旨には影響ない。

(41) 仏説孟蘭盆経は、餓鬼道に墜ちた亡母を救済せんとする目連の孝養を説く。

(42) 仏説孟蘭盆経にみえる「現在父母」の理解をめぐっては、田中禎昭氏より私信にて懇切なご教示を賜った。記して謝意を表したい。なお、鈴木清美氏も経典跋語等の事例を検討し、「現在父母」は「生存している父母」と解する（鈴木二〇〇九、二七～二八頁）。

(43) 最近刊の小倉滋司・三上喜孝編『古代日本と朝鮮の石碑文化』（二〇一八、d六三頁）では、金井沢碑の「読み下し文」の中で当該箇所を「現在家刀自に侍る他田君目類刀自」と読むが、碑文構成からみて、この読み下し語順にはやや疑問がある。なお、伴信友「上野国三碑考」（一九七七、六九一頁）に「侍は侍養の義ときこゆ」との重要な指摘があるが、それ以上の考察はない。

(44) 男子は「子」。北海道・下総型戸籍では「男」「女」。ただし、碑文では男子である「物部君午足」の続柄表記は「孫」なので、男女で「子/児」の使い分けがなされているか否かは不明である。既述のように、古系譜の用法にしたがって、男女子とも「児」としたと考える余地もある。

(45) 勝浦氏は、加那刀自を前妻の児と考える余地がないわけではないとしつつ、目類刀自を「妻」とみる観点に立脚して、「第一案としては、目類刀自の連れ子ではなく、願主の「三父子□」との関係に戻って二人の児であることを明確に示すために「又」の字を入れたと素直に考え、実の母子関係にあるとしておきたい」とする（勝浦二〇〇〇、四〇一頁）。しかし、本文で例示した秦人安麻呂の「戸主妻秦人稲依賣 児古賣……」のように、「児」字だけで、古賣が戸主安麻呂と妻稲依賣の二人の間の児であることは明確に示されるのであり、もし目類刀自が「妻」であれば、「又」字は不要である。妻の連れ子であった場合には、加毛郡半布里中政戸県造紫の戸口寄人田原部小山（九二頁）のように、「小山妻石上部大古賣 亡夫児県主族粟賣」となる。「目類刀自」が「三父子□」の妻ではないとみてはじめて、「又」字の意味するところは整合的に理解できるのである。

御野国戸籍には「亡妻児」の表現は十例以上あるのに、「先妻」の記載がない（関口裕子一九九三、二一五～二二〇頁）。実態は妻妾未分離・嫡庶別未成立の社会でありながら、戸籍上でだけ妻妾/嫡庶の区別をしたために、記載のねじれが生じているのである。御野国戸籍では書式上、男子については父子関係のみで母子関係（どの妻の子か）が記載されないために、男子歴名部でその矛盾が露呈している、とみられる。

(46) 御野国戸籍では、「小刀自賣」も「古刀自賣」も、「刀自賣 次小/古刀自賣」の形で姉妹の排行型名としてみえるので、「古刀自」のよみは「フル刀自」ではなく、「コ刀自」だろう。

(47) 「負」「百」は、「刀」+「自」の合字。

(48) この点は田中禎昭氏のご教示による。旧稿では、狩谷掖斎『箋注和名類聚抄』の「老少の別あるにあらざるなり」との注にしたがったため（義江二〇〇七b、

五一頁）、古語によれば刀自は老母・老女だ、との「和名類聚抄」の文意の重要性に思い至らなかった。古代社会の年齢秩序を解明した田中氏の近著（田中二〇一五）にふれ、考えを改める。

(49) 半布里上政戸下々戸主原主族与津の母「穂積部意間賣七二歳」（六八頁）、同里中政戸下々戸主秦人弥蘇の母「秦人由良賣七三歳」（六九頁）、同里中政戸下々戸主神人小人の母「県主人加尼賣七三歳」（八一頁）、同里中政戸下々戸主原主族稲寸の母「各牟勝族田弥賣八二歳（九一頁）。また半布里中政戸下中戸主秦人多摩の妻「秦人佐理賣七三歳」（七八頁）も、夫の戸主多摩が八〇歳、嫡子小須が四五歳なので、さほど遠からぬ多摩死去後は、「戸主」小須の「母」の位置づけになる。

(50) 春部里上政戸下上戸主国造族加良安の姑「和子賣七〇歳」（四頁）、栗栖田里上政戸下々戸主刑部都志の姑「身賣七二歳」（三六頁）、三井田里中政戸下々戸主原主族都野の姑「麻部細目賣八二歳」（五九頁）、

(51) 半布里上政戸下上戸主原主族牛麻呂妻牟下津大古賣の母「秦人阿古須賣七三歳」（六一頁）、春部里中政戸下々戸主春日辛国兄辛安の妻春日吉嶋賣の母「春部飯手賣八六歳」（二三頁）、半布里中政戸下上戸主秦人甲弟小麻呂の妻勝族百賣の母「秦人鳥賣八二歳」（八四頁）。

(52) 『続日本紀』宝龜八年正月甲戌条・同五月戊寅条（慶伝）。

(53) 『日本書紀』天武十一年二月壬戌条「詔曰、諸氏人等、各定可氏上者申送。亦其眷族多在者、則分各定氏上。並申於官司。……而非己族者、輒莫附」。

(54) 旧稿を二〇〇七年刊の拙著に収録するに際して、「三父子□」を願主を示す人名とみ、「現在侍家刀自」は他田君目類刀自とする勝浦説にしたがって旧稿の理解を改める旨、補注で述べた。その点は本稿においても変わらないが、その上で、「三父子□」+「目類刀自」夫妻に、その娘、さらに娘の子である異姓の男子、という女系でつながる「六口」が祖先供養の中心をなす、とした点（義江二〇〇七b、七六頁）は、本稿での新たな考察により、撤回する。「三父子□」+「目類刀自」は夫妻ではなく、供養の主体も、「女系」結合か否かという点ではなく、異姓者を含む広義の「ミヤケ」一族による供養という点にある。

関口裕子氏は、「三父子□」を「三家しそん」と読む旧来の理解にたつて、「（三）家氏女性」―目類刀自―加那刀自―午足キョウタイの「四世代にわたる「母（女）系紐帯の存在が証明される」とした（関口二〇〇四、七六八頁）。「国家方針としての姓の父系継承と、それとは異なる現実の血縁集団」に着目した関口氏の慧眼に多くを学びつつ、本稿では、それを「母（女）系紐帯」「母系出自の存在」の検出に焦点をあてるのではなく、現実の双系的一族結合から公的父系氏族への転換期における、地域社会の様相として考察した。

山上碑・金井沢碑の立碑を、七世紀後半から八世紀初にかけての立評く建郡く



郡分割再編という地方支配の展開に対する「三家」一族の結集の動きとみる説(篠川賢二〇一九・磐下徹二〇一八)、また、豪族層の従来の祖先信仰に仏教の追善供養の側面を重ね合わせて、族縁の関係の強化をはかったとの見方(三舟隆之 一九九二)もあるが、いずれも、異姓者を含む広義の「ミヤケ」一族という視点は無い。

(55) 前註(38)参照。朝鮮製であってもなくても、本像のような小金銅仏が倭における飛鳥仏制作の手近な手本になったと思われる(「飛鳥・白鳳の在銘金銅仏」一四九頁)。増尾氏は同「光背」銘を紹介するが、考察はない(増尾 一九九九、二三三頁註(11))。

(56) この点については、橋本繁氏のご教示を得た。記して謝意を表したい。

参考文献

池田 温 一九七九 『中国古代籍帳研究―概観録文―』東京大学東洋文化研究所(非売品)。  
 井上 亘 二〇〇三 新川登亀男・早川万年編『美濃国戸籍の総合的研究』東京堂出版。  
 磐下 徹 二〇一八 「上野三碑試論」佐藤信編『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館。  
 榎本淳一 二〇一九 「ヤツコと奴婢の間」(初出二〇一八)『日唐賤人制度の比較研究』同成社。  
 尾崎喜左雄 一九七〇 「上野三碑と那須国造碑」(旧版)『古代の日本七』関東角川書店。左掲「上野三碑の研究」に再録。  
 一九八〇 「山ノ上碑及び金井沢碑の研究」(初出一九六七)尾崎先生著書刊行会編『上野三碑の研究』。  
 小口雅史 二〇一八 『日本古代戸籍の源流・再論』佐藤信編『律令制と古代国家』吉川弘文館。  
 小倉滋司・三上喜孝編 二〇一八 『古代日本と朝鮮の石碑文化』(国立歴史民俗博物館研究叢書4)朝倉書店。  
 勝浦令子 二〇〇〇 「金井沢碑を読む」(初出一九九九)『日本古代の僧尼と社会』吉川弘文館。  
 鎌田元一 二〇〇一 「郷里制の施行と霊亀元年式」(初出一九九二)『律令公民制の研究』塙書房。  
 岸 俊男 一九五六 「所謂「陸奥国戸籍」残簡補考」『続日本紀研究』三・二。  
 岸 俊男 一九七三 「いわゆる「陸奥国戸籍」の断簡」『日本古代籍帳の研究』塙書房。同論考には、「補説」として一九五六年論文の概要を取める(一七〇～一七四頁)。

桑原祐子 一九九一 「正倉院文書」に於ける女性名の表記―女性名の構成要素―「メ」―『萬葉』一三九。  
 小林洋介 二〇〇五 「正倉院籍帳と長沙走馬楼三国具簡」『史観』一五三。  
 佐伯有清 一九七五 「伊福部臣氏の系図」『古代氏族の系図』学生社。  
 佐伯有清 一九八四 「因幡国伊福部臣古志」の研究『新撰姓氏録の研究 索引・論考篇』吉川弘文館。

坂上康俊 二〇一三 「嶋評戸口変動記録木簡をめぐる諸問題」『木簡研究』三五。  
 篠川 賢 二〇一九 「山上碑を読む―佐野三家を中心として―」(初出一九九九)『古代国造制と地域社会の研究』吉川弘文館。  
 杉本一樹 二〇〇一 「戸籍制度と家族」(初出一九八七)『日本古代文書の研究』吉川弘文館。

鈴木晴美 二〇〇九 「金井沢碑」拓本における「三家子孫」の再検討『続日本紀研究』三三三。

関口裕子 一九九三 「律令国家における嫡妻・妾制について」(初出一九七二)『日本古代婚姻史の研究』下、塙書房。  
 関口裕子 二〇〇四 「日本古代家族の規定的血縁紐帯について」(初出一九七八)『日本古代家族史の研究』下、塙書房。

高取正男 一九八二 「古代民衆の宗教―八世紀における神仏習合の端緒―」(初出一九五九)『民間信仰史の研究』法蔵館。  
 竹本 晃 二〇一五 「金井沢碑からみた物部系氏族の展開」『由良大和古代文化研究協会研究紀要』一九。

田中 卓 一九八六 「丹生祝本系帳」の校訂と研究―新撰姓氏録の撰進についての一考察―(初出一九五八)『因幡国伊福部臣古志』の校訂と系図『田中卓著作集2 日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会。  
 田中禎昭 二〇一五 「日本古代の年齢集団と地域社会」吉川弘文館。  
 角田文衛 一九八〇 『日本の女性名(上)―歴史的展望―』(教育社歴史新書(日本史)三〇)、教育社(のち、上中下の三巻を合冊して、国書刊行会、二〇〇六、再刊)。

角田洋子 二〇一六 「行基論―大乘仏教自覚史の試み―」専修大学出版局。  
 東野治之 二〇〇四 「上野三碑」(初出一九九二)『日本古代金石文の研究』岩波書店。  
 南部 昇 一九九二 「味蜂間郡春部里戸籍にみえる無姓者について」(初出一九七四)『日本古代戸籍の研究』吉川弘文館。

布村一夫 一九九四 「正倉院籍帳の研究」刀水書房。  
 伴 信友 一九七七 「上野国三碑考」『伴信友全集』巻二(一九〇七年国書刊行會版の覆刻)、ぺりかん社。

平川 南 二〇一四 a 「古代の籍帳と道制―発掘された古代文書から―」(初出

- 一九九六) / b 「最古の戸籍木簡―福岡県太宰府市国分松本遺跡第二三次調査出土第一号木簡」『律令国郡里制の実像』上、吉川弘文館。
- 古市 晃 二〇〇七 「四月・七月斎会の史的意義―七世紀倭王権の統合論理と仏教」『古代文化』五九―三。
- 増尾伸一郎 一九九九 「七世父母」と「天地誓願」―古代東国における仏教受容と祖先信仰をめぐる― あたらしい古代史の会編『東国石文の古代史』吉川弘文館。
- 松田 猛 一九九九 「佐野三家と山部郷―考古資料からみた上野三碑―」『高崎市史研究』一一。
- 松田 猛 二〇〇九 「上野三碑 古代史を語る東国の石碑」(日本の遺跡36) 同成社。
- 右島和夫 一九九四 「古墳からみた六、七世紀の上野地域」(初出一九九二) 『東国古墳時代の研究』学生社。
- 三舟隆之 一九九一 「八世紀前半の地方仏教―「金井沢碑文」を中心として―」瀧音能之編『律令国家の展開過程』名著出版。
- 矢嶋 泉 一九九七 『上宮記』逸文所引「二云」の資料性』『青山学院大学文学部紀要』三八。
- 義江明子 一九八六 「日本古代の氏と「家」」『日本古代の氏の構造』吉川弘文館。
- 義江明子 二〇〇〇 a 「児(子)系譜にみる地位継承」(初出一九八八) / a 「海部系図」の形式と系線 / b 「娶生」系譜にみる双方的親族関係―「天寿国繡帳銘」系譜―(初出一九八九) / c 「山の上碑」の「児」「孫」「娶」 / d 「出自系譜の形成と王統譜」『伊福部臣古志』と「粟鹿大(明)神元記」 / e 「初出一九九二」 / e 「冒母姓改姓史料と「娶生」系譜」 / f 「系譜類型と「祖の子」「生の子」―非血縁原理の底流―」(初出一九九二) 『日本古代系譜様式論』吉川弘文館。
- 義江明子 二〇〇五 「つくられた卑弥呼―(女)の創出と国家」(ちくま新書五二八) 筑摩書房(のち、ちくま学芸文庫、二〇一八で再刊)
- 義江明子 二〇〇七 a 「古代の村の生活と女性」(初出一九九〇) / b 「刀自」考―首・刀自から家長・家室へ―(初出一九八九) / c 「刀自神考―生産・祭祀・女性―」(初出一九九八) 『日本古代女性史論』吉川弘文館。
- 義江明子 二〇一五 「伝承の斎王―ヘメ―名称を手がかりに」『大美和』二二九。
- 義江明子 二〇一七 a 「王権史の中の古代女帝」 / b 「村と宮廷の「刀自」たち」(初出二〇一一) 『日本古代女帝論』塙書房。
- 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編 『飛鳥・白鳳の在銘金銅仏』同朋舎、一九七九年。
- 群馬県史編さん委員会編 『群馬県史 資料編4 原始古代4』一九八五年。
- 狩谷掖斎(山田孝雄・香取秀真編) 『古京遺文』(勉誠社文庫1) 勉誠社、一九六八年
- (初刊一九二五)。
- 上代文献を読む会編 『古京遺文注釈』桜楓社、一九八九年。
- 上代文献を読む会編 『上代写経識語注釈』勉誠出版、二〇一六年。
- 大正一切経刊行会編 『大正新脩大藏経』大蔵出版内大正新脩大藏経刊行会、一九六四年。
- 東京大学史料編纂所編 『大日本古文书』編年一、一九六八年覆刻、東京大学出版会。
- 竹内理三編 『寧楽遺文』一九九二年訂正七版、東京堂出版。
- 奈良国立博物館編 『奈良朝写経』奈良国立博物館、一九八三年。
- 多胡碑記念館編 『山上碑の世界―古墳から寺院へ―』多胡碑記念館、二〇一八年。
- 多胡碑記念館編 『金井沢碑の遺産―古代豪族と仏教―』多胡碑記念館、二〇二〇年。
- (帝京大学名誉教授、国立歴史民俗博物館共同研究員)
- (二〇二二年三月一六日受付、二〇二二年九月二四日審査終了)

---

## Does the Kanaizawa Stela's Inscription Really Mean "the Wife of the Household?" : Challenging the "Wife" Theory through Analysis of Residence Unit Register Formats, Genealogy Styles, and Rural Elite Familial Bonds

YOSHIE Akiko

The inscription of the Kanaizama Stela, one of the three stelae of Kōzuke Province, shows combined influences from residence unit register formats, Buddhist dedicational text formats, old genealogy styles, and newly introduced Buddhist views towards ancestors. The two stelae discussed in this article—the Kanaizama Stela and the Yamanoue Stela—were located in the Yamabe Locality of the Tago District, which was used to be in the Kataoka District. The Yamabe Locality was the home of the rural elite familial group with the surname, Miyake (*miyake* in a broad sense), but this group also included other surname members.

I argue that "Osada no Kimi Metsura Toji," which was inscribed in the Kanaizama Stela, refers to one of the "current parents" from the Ullambana Sutra, instead of the wife of "Miyake no ko [missing text]" who offered the dedicational text. In other words, Osada no Kimi Metsura Toji, who was the elder woman of the aforementioned *Miyake* rural elite group, was the dedicator's close relative from his mother's generation, or possibly his alive mother. This finding reveals the identities of other people listed in the inscription. "Kana Toji" was not the child of "Metsura Toji," but the child of the dedicator. "Mononobe no Umatari" and his sisters were the dedicator's grandchildren who were children of either Kana Toji or Kana Toji's sister.

Until the end of the 7th century, central and rural elite group members had a sense of genealogy which directly connected legendary ancestors and descendants, while having a sense of bilateral kinship of close relatives. Then the Buddhist term, "[praying for] parents of seven generations and my own parents," introduced to them a new view towards their ancestors. They accepted this concept by superimposing it on their old genealogy narrative.

There was a gap between the mechanism of official patrilineal *miyake* surname groups and that of actual bilateral groups including other surname members. This gap, being intertwined with the *ritsuryō* polity system and Buddhist ancestral ideas, transformed the elite group's view towards ancestors in the rural community. Kanaizawa Stela and Yamanoue Stela are excellent examples that illustrate this transformation during the late 7th and early 8th centuries.

Keywords : Kanaizawa Stela, Yamanoue Stela, residence unit register of Mino Province, views towards ancestors, *toji* (the chief elder woman)

---